

令和 7 年

三重県議会定例会会議録

(6 月 10 日)
(第 13 号)

第 13 号
6 月 10 日

令和 7 年

三重県議会定例会会議録

第 13 号

○令和 7 年 6 月 10 日（火曜日）

議事日程（第13号）

令和 7 年 6 月 10 日（火） 午前10時開議

第 1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 県政に対する質問

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 44名

1	番	荊 原 広 樹
2	番	伊 藤 雅 慶
3	番	世 古 明
4	番	龍 神 啓 介
5	番	松 浦 慶 子
6	番	辻 内 裕 也
7	番	吉 田 紋 華
8	番	芳 野 正 英
9	番	川 口 円
10	番	喜 田 健 児
11	番	中 瀬 信 之

12	番	平 畑	武
13	番	中瀬古	初 美
14	番	廣	耕太郎
15	番	石 垣	智 矢
16	番	山 崎	博
17	番	田 中	祐 治
18	番	野 村	保 夫
19	番	倉 本	崇 弘
20	番	山 内	道 明
21	番	田 中	智 也
22	番	藤 根	正 典
23	番	森 野	真 治
24	番	杉 本	熊 野
25	番	藤 田	宜 三
26	番	野 口	正
27	番	谷 川	孝 栄
28	番	石 田	成 生
29	番	村 林	聡
30	番	小 林	正 人
31	番	東	豊
32	番	長 田	隆 尚
33	番	今 井	智 広
34	番	稲 垣	昭 義
35	番	日 沖	正 信
36	番	舟 橋	裕 幸
38	番	中 嶋	年 規
39	番	青 木	謙 順
40	番	中 森	博 文

41	番	山 本	教 和
42	番	西 場	信 行
43	番	中 川	正 美
44	番	服 部	富 男
45	番	津 田	健 児
欠席議員	1名		
37	番	三 谷	哲 央

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	佐 波	齐
書 記 (事務局次長)	小 野	明 子
書 記 (議事課長)	吉 川	幸 伸
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	橋 本	哲 也
書 記 (議事課班長)	藤 堂	恵 生
書 記 (議事課係長)	辻	詩保里

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	服 部	浩
副 知 事	野 呂	幸 利
危機管理統括監	清 水	英 彦
総 務 部 長	後 田	和 也
政策企画部長	小見山	幸 弘
地域連携・交通部長	長 崎	禎 和
防災対策部長	田 中	誠 徳
医療保健部長	松 浦	元 哉
子ども・福祉部長	竹 内	康 雄
環境生活部長	楠 田	泰 司

農林水産部長	枅屋典子
雇用経済部長	松下功一
観光部長	生川哲也
県土整備部長	若尾将徳
総務部デジタル推進局長	横山正吾
地域連携・交通部スポーツ推進局長	藤本典夫
地域連携・交通部南部地域振興局長	関美幸
環境生活部環境共生局長	佐藤弘之
県土整備部理事	上村告
企業庁長	河北智之
病院事業庁長	河合良之
会計管理者兼出納局長	天野圭子
教育長	福永和伸
公安委員会委員	吉田すみ江
警察本部長	敦澤洋司
代表監査委員	村上亘
人事委員会委員長	中村佳子
人事委員会事務局長	佐藤史紀
選挙管理委員会委員長	長尾英介
労働委員会事務局長	出井隆裕

午前10時0分開議

開 議

○議長（服部富男） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（服部富男） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。12番 平畑 武議員。

〔12番 平畑 武議員登壇・拍手〕

○12番（平畑 武） 改めまして、おはようございます。

議席番号12番、鈴鹿市選挙区選出、新政みえ所属の平畑武です。議長のお許しが出ましたので、県議会7度目の一般質問に入らせていただきます。

今回も従来どおり真面目一本のスタイルですから、つまらないでしょうけど、1時間だけお付き合いをお願いいたしたいと思います。

実は昨日なんですけれども、20年に1度の式年遷宮のお木曳というのが鈴鹿市に寄るということで、県議会から藤田議員と長田議員と3人で参加させていただきました。たまたまどこに行ってもいいよということだったもので、一番前の輪っかに手を入れていく位置を選ばせていただいて、一番先で引っ張らせてもらったということでございます。実は20年前も同じようなことが起こったんだろうというふうに思っているんですけど、鈴鹿市の場合は国道23号をスルーして行ったらいいんですね。だから、もう40年目で初めて来たのかなという感じにはなるんです。厳かな感じで、その御神木に絶対手を触れてはいけないとか、また引っ張るロープを地面に落としてはならないとか、いろんな取決めがあったんですけども、その中でも結構なにぎわいの中でやっていって、今日、朝見たら護国神社のほうに止まっておりました。あれが今日、伊勢まで行くんじゃないですかね。

そういうことで、3日間かけて御神木が行くという、なかなか年齢的にも恐らく次の機会となると、もう90代ですから、ないだろうということで、い

い機会に恵まれてそれができたなどというのは本当に感謝しております。何でもタイミングですんで、そのときに、そこにおったか、おらんかということが変わってくるということで、今日は全然話がずれておりますけれども、一生に1回の経験をさせてもらったということで、いい思い出になりました。

ただ、ちょうどロープを引っ張る時間帯に雨が降ってきたんですよ。この頭ですからもう直に受けまして、結構やっぱり毛がないというのは大変だなという。ない人に言ったら申し訳ないです。すみません。

そういうこともありまして、それなりにいろんな経験をさせていただいたということでございます。

それでは、ちゃんと質問に入らせていただきます。

令和7年度の当初予算の中で、大きく分けて「県民の命と尊厳を守る」と、それから「未来を拓く」と、この二つに分けられておりますけれども、この県民の命と尊厳を守るというところでは、困難を抱える子どもへの支援の項目で、令和5年5月に発生した児童の死亡事例、また、児童虐待相談件数が増加してきている、児童福祉法の改正を受けて児童虐待対応の強化を図るために、子どもを虐待から守る条例の改正を行うと。それから改正の視点となっている虐待の未然防止、早期発見・対応などを推進、児童福祉法の改正を受けた子どもの意見聴取、支援が必要な保護者の早期発見・対応、市町や警察などの関係機関との連携強化、人材育成計画に基づく研修体系の進捗と計画などとなっています。

防災・暮らしの安全安心の項目では、令和7年9月に議案提出予定ということで、今年の9月に提出予定になっているんですかね、三重県性暴力の根絶をめざす条例の制定を行い、被害者の尊厳を著しく踏みにじり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼす性暴力・性犯罪の根絶に向けた条例を制定する予定となっております。

なお、この項目につきましては、杉本議員から詳細な質問がなされるということで、私のほうからは全く触れずにスルーしたいなと思っております。

私のほうからは三重県子ども条例の改正、ここについて一つお聞きをさせ

ていただいて、子どもを取り巻く環境の変化や子どもの権利侵害が増加している状況を踏まえ、子どもの権利保障に向けた基本的事項を整備し、子どもの権利を守ることを正面から捉える、子どもの健やかな育ちを支える多様な施策を推進する、子どもに必要な情報を提供した上で意見を聴き尊重する、子育て家庭に寄り添った様々な支援を実施するという中で、今回は県の責務というのをきちっと出されておまして、子ども施策の策定・実施、子どもの意見の反映、各主体の取組の支援など、県としての基本的施策を明示しています。

虐待、いじめ、その他の権利侵害から子どもを守るために、安全と安心の確保に必要な施策の推進、虐待はなかなかなくなる中で、これはもうとことんやっていくしかないという、もうやり続けるしかない項目かなというふうに思っております。それに遭った子どもにとっては大変なことですし、そういう環境ができて上がっている、そこもちょっと問題かなというふうには感じておりますけどね。

子どもの権利が侵害された場合に、そこを救済する、こういうことができるような体制の整備、その他の必要な措置の実施、育ちの支援としては乳幼児期から切れ目のない支援、子どもの主体的な活動の支援、多様な学び・遊び・体験活動の支援、居場所づくりの支援、貧困の状況にあるなどの特別な支援や配慮が必要な子どもへの支援、また家庭への支援としては、多様な子育てと働き方のための環境整備、情報提供その他の子育て家庭に寄り添った支援、相談への対応ということでは、子どもや子育て家庭からの相談への対応を図る、それから子どもが情報に触れて理解を深めることのできるように、子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供をしていくということで、これは今年の2月に議案提出がなされて、三重県子ども条例改正等について全面的な見直しをされているということでございます。

ここについて、数か月たっているというのもございますし、その間、考え方もいろいろ変わっていると思いますので、その後の効果、また進捗等についてあれば説明をお願いしたいというふうに思います。

また、この項目の一部で言われておりますように、県として、子ども・子育て支援の一環として子ども医療費の現物給付に寄与するために市町補助の対象を拡大されるということで、実際に30億円弱ですかね、その金額を各都道府県においては三重県は非常に高い数字を持っているんですけど、そういったことをやっていただいているおかげで、この令和7年9月から29市町のうちの20市町が18歳まで入院、通院、それから現物給付、これは18歳の年度末まで行くということと、特に所得制限もなくなるということで、3分の2の市町がそういうふうになっていくということで、三重県が考えておられることが結構、的を射て各市町につながっているなどということについては、深く感謝を申し上げたいということでございます。

先ほどのように進捗等があれば教えていただきたいと思えます。

〔竹内康雄子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（竹内康雄） それでは、お答えいたします。

改正しました子ども条例では、新たに子どもに関する施策を総合的かつ計画的に進めることや、子どもの意見を反映させるために必要な措置を講じることなどを規定し、子どもを権利の主体として捉え、子どもの権利保障に向けて県全体で取り組むこととしております。

このため、子ども条例の改正と併せまして、子ども施策を総合的に進めるありのままでみえっこプランを令和7年3月に策定いたしました。プランに基づきまして、子どもの意見表明や社会参画の推進など、子ども施策を進める上で重要となる視点を全庁で共有するとともに、プランの進捗管理を行い、効果的な施策を進めるよう取り組んでいるところでございます。

具体的には、子ども施策に子どもの意見を反映させるための取組としまして、今年度新たにみえっこ会議やキッズ・モニター+の開催を予定しております。

みえっこ会議では、7月から8月にかけて小学生から高校生までの様々な年代の子どもたちに集まってもらいまして、自分たちでテーマを決めて話し合い、最後に意見を発表していただきます。

キッズ・モニター+では、これまで実施していました電子アンケートのほか、双方向で話し合いながら意見を深められるよう、新たに対面・オンラインの手法を取り入れまして、各部局から募集しましたテーマについて、子ども同士で意見交換を行っていただきます。

みえっこ会議、キッズ・モニター+共に、テーマに合わせまして各部局の職員も参加することで、子どもの意見形成の支援や子どもの声を県の施策に生かせるよう進めていきたいというふうに考えております。

また、今後、キッズ・モニター+の参加者には、子どもの権利や子ども条例について、子どもの視点に立ってみんなが分かりやすく学べるパンフレットの作成にも参画していただきたいというふうに考えております。

今後も条例に基づきまして、全ての子どもが権利の主体として、豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる三重を目指し、施策を推進してまいります。

〔12番 平畑 武議員登壇〕

○12番（平畑 武） ありがとうございます。

この問題は、1回で終わりという話じゃなくて、やっぱり子どもをいかに中心にして考えていくかというところが今までの方向と違うところかなというふうに考えております。子ども中心社会とか何とかいろいろ表現はありますけれども、ここに力点を置いて考えていただければなというふうに思います。

次に、カスタマーハラスメントについてお尋ねいたします。

要らんことをしゃべっていたのかもしれませんが。ちょっと時間が進んでいきますね。

三重県カスタマーハラスメント防止条例（仮称）制定についてですけれども、昨年の5月から6月にかけて三重県カスタマーハラスメント実態等調査を行って、同年10月、雇用経済部から報告書が出されております。客が行う迷惑行為や悪質なクレームなどのカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラを防ぐための条例の制定に向けて議論を進める三重県の推進本部の初会合

がなされ、幹部20人が出席している中、県の担当者からは、有識者をはじめ経済団体、労働団体、それに消費者の代表などからなる懇話会を設置して、条例の方向性について意見を聴くなどのことが説明されております。また、何度かお話し、協議をしていただいた。

その中で一見知事からは、客は神様ではなく従業員などの人間の尊厳は守るべきだ、条例の制定に当たって過料などの罰則の適用についても検討してほしいと示されております。

県では、推進本部や懇話会での議論を踏まえ、令和6年度内には条例の骨格案について示す方向としていました。

10月の雇用経済部による調査は、近年、顧客や取引先からの暴力や悪質なクレーム等の著しい迷惑行為による被害が社会問題化しており、労働者の就業環境が害され、企業活動にも影響が出ていることを鑑み、県内におけるカスタマーハラスメントの発生状況や防止対策の実施状況等を把握し、取組の検討に活用することを目的に実施しています。

ちょっと喉がおかしいんで聞きづらいと思いますけれども、勘弁してください。これ、治らないんで。すみません。

企業調査の調査対象ですけれども2000社で、有効回答数は852社、労働者調査では、県内労働者3779名であります。

発生状況としては、企業で25.1%、労働者で32.1%、カスハラ行為は威圧的な言動70%強、脅迫・中傷等60%強、過度なクレーム40%強となっております。

カスタマーハラスメント自体は、数年前から上がってきている話ですけれども、若干3年前、4年前よりは和らいできているというか、みんなに浸透がちよっとずつ行っているのかなということで、あのときのような状態のカウンターで長時間やるとか、そういう話はなかなか見えてきていないと。

ただ、ゼロになっていないことも事実ですんで、こういった基本的な理念、それから県及び事業者等の役割をはっきりするための条例を制定するという。残念なのは、文字を捕まえて言うわけじゃないんですけれども、時期が未定

というふうになっているところが、ちょっと寂しいなという気がいたします。

というのは、今年4月から東京都と北海道、群馬県、そして三重県桑名市が条例の制定をやりました。個人的には三重県が一番最初に手を挙げたような気がせんでもなくて、やっぱり三重が一番というのが欲しかったかなと。一番にこだわる必要はないですよ、何も。ないんですけども、できればそういうのが私の中には、ちょっと残念なところがあって、この未定というところがどういうふうにつながっていくのかということと、おおよその制定目標時期、また、基本理念のカスタマーハラスメント行為の禁止とか対象の範囲、定義、こういったことについて、各主体の責務規定とか指針策定、防止取組などの県の施策について方向性を聞かせていただければなというふうに思います。

また、どうしても顧客ということで企業に向きがちなんですけども、やはり公的な学校であったり行政であったりということも含めて、精神的な苦痛があるということも事実でございますので、ここも全体の把握として範囲という意味も含めてお話を聞かせていただければなというふうに思います。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） 条例制定に向けたスケジュールでありますとか、条例の対象範囲につきまして御答弁を申し上げたいと思います。

近年、顧客や取引先からの不当な要求等の著しい迷惑行為であるカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラでございますが、社会問題化しております、議員からも御紹介がありましたけれども、県が令和6年度に実施した調査におきましても、労働者で32.1%、企業で25.1%がカスハラの被害を経験するなど、深刻な被害が発生している実態を確認しているところでございます。

こうしたことから、県では令和6年7月に、学識経験者や関係団体等で構成する懇話会を設置いたしまして、カスハラの防止対策の方向性や実行性のある対策について検討を進めてまいりました。

懇話会からは、カスハラの防止に向けて社会全体で取組を進めるためには

条例の制定が必要、条例の実効性を確保する観点から罰則は有効であるが丁寧な、慎重な検討が必要などといった御意見をいただいたところでございます。

こうした懇話会からの意見を踏まえて、現在県では、罰則も含めた条例の内容を検討しております、これは他県にはない、その検討ということで我々は考えております。

特に、罰則規定につきましては、具体的な事例の収集・把握、国の法令等との整合性の確認など、多岐にわたる項目を整理する必要があることから、法曹有資格者の助言も得ながら調査、検討を積み重ねているといった状況でございます。

その上で、県民の皆さんの御意見を丁寧に聴き取るとともに、県議会でもしっかりと御議論いただきながら、令和8年度の上半期での制定を今、目指しているという状況でございます。

もう一つ御質問いただきましたカスハラ被害から守る就業者の範囲につきましては、懇話会のほうから、あらゆる業者において被害が生じている実態も踏まえて検討するよという意見をいただいております。こうしたことも踏まえ、民間事業者の従業員はもとより、教員や県職員等の行政職員も含めた三重県内で働く者を就業者と定義していく方向で今、考えております。

引き続き、条例の対象範囲も含め、その方針などもろもろございますが、そういったことも条例案の中で検討しつつ、有識者の意見も聞きながら検討を進めてまいります。

〔12番 平畑 武議員登壇〕

○12番（平畑 武） ありがとうございます。

これは、やっぱり罰則を含めるということから、当然、司法のところのこともありますし、ほかの県とは違った慎重さが求められるということで、遅れることはもう仕方ないかなというふうに自分の中では消化しとるんですけども、そうは言いながら、やはり条例制定というのをうたってきているんで、早めに早めに進めていただければなというふうに思います。

それから、教員とか行政職員についても含めた広範囲で進めていかれるということでもございました。これはぜひとも、せっかくいい人材が教職員であつたり行政職員であつたり集まっておりますんで、これをなくしてしまうというのはもう非常にもったいない話ですから、ここも含めてやっていただければなというふうに思います。

次に、ころっと変わりますて、5歳児健診導入の考え方についてお尋ねいたします。

鈴鹿市の5歳児健診というのがございまして、発達障がいの特定や診断を確定するものではなくて、集団活動のなじみにくさや苦手さに周りの大人が早くから気づいて、得意なことに着目しながら適切な支援をすること、また、心配事のある保護者の相談にも広く対応し、親子と共に自信を持って就学できるようになることを目的としております。

実施方法として、健診の対象は実施年度に満5歳になる全ての子どもで、市内に在籍している子どもは在籍園にて検診を実施しており、対象園は令和6年度現在で53園、公立保育所10、公立幼稚園5、私立保育所24、私立幼稚園4、認定こども園9、それから認可外保育施設1という内訳になっております。こども家庭支援課の保健師、保育士、教員等、専門職の職員が分担して各園の健診後のフォローまで行う園担当制としておりますんで、結構充実しているのかなというふうに感じております。健診においても心理士を含む専門職で構成したチームで実施し、多職種で行うことで各分野の専門性を生かして、必要な支援につなげています。

なお、外国籍の子どもの個別健診では、日本語のほかにも、母語協力員による通訳、またはタブレット通訳を用いて母語でのやり取りを行い、発達や理解力について確認しております。

園での健診を欠席した子ども、また市外の園に通園している子どもや園に在籍していない未就園の子どもについては、園での健診に準じた内容の健診を市役所のほうで実施しているということでもございます。

鈴鹿市の例で成果と課題というふうに捉えられておるところを見ますと、

非常に高い受診率を実現しているということで、実施年度の満5歳になる全ての子どもを対象に実施しており、各年の受診率は97%から99%ということのでかなり高いというふうに、これを維持しております。これは園で実施することによって保護者が健診当日に同席する必要がないため、保護者の負担が少ないことが理由の一つとなっています。欠席児や在宅児等を対象とする健診の場を確保し、受診に向けて電話や訪問等で受診勧奨を行っていることも効果につながっていると考えられます。

また、3歳児だけでは顕在化できない支援ニーズが把握できている、分析では、3歳児健診では問題なしだった子どもが、5歳児健診では要支援の判定が2.5%から4.8%というふうに見られたと。これは5歳児健診の実施をしなければ顕在化しなかった、把握できなかったという数字でありますから、可能性としては非常によく、やること自体が顕在化につながっていくという支援ニーズであるというふうに捉えられております。

早期支援を実現できているというところで、これは5歳児健診では、良好、見守り、要支援、既支援という判定を出しておりますけれども、健診後においても本課職員が継続的に園を訪問して子どもの様子を確認し、子どもに応じた支援を園と一緒に考え、園では積極的に実践してもらっています。

また、5歳児健診後に既支援判定の子どもの保護者と面談を行う場合には、保護者の同意を得て、園と本課の職員だけでなく、児童発達支援事業所や相談支援事業所の職員も面談に入る、このようになっておまして、地域のリソースを活用したフォローアップ体制の基盤が整っています。

また、就学に向けて小学校との連携ができている、これは保護者の同意の下に、小学校とは5歳児健診の結果について、必要な範囲で情報共有をしております。小学校ではその情報をもとに事前に子どもの在籍園への観察や聞き取りをやっているということから、保護者の希望によっては、保護者、園、学校、それから市役所の本課、その関係機関が集まって引継ぎ支援会議を行い、子どもの情報を共有しているということで、小学校にとって子どもの情報があることで就学後に必要な支援を供給するための準備ができます。

子どもに対する切れ目のない支援というのが必要不可欠であるということを考えていきますと、この鈴鹿市方式がベストだとは言いません、必ずしも。そうじゃなくて、あくまでもこういう事例として、ほかにも鈴鹿市以外にもあるんですけれども、そういったことを考えてみますと、三重県として今後、導入についての考え方とか、導入する、しない、しなきゃいけないということもございませんし、そこら辺についての意見を聞かせていただければと思います。

〔竹内康雄子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（竹内康雄） それでは、5歳児健診の導入についてお答えをさせていただきます。

子どもの健康や健やかな発達には、成長段階に応じた発育状況などを把握するための乳幼児健診が重要な役割を果たしていると考えております。

このうち、5歳という時期は、言語の理解能力や社会性が高まり、発達の特性が見つかりやすいとされております。そのため、主に身体の発育状況を確認する他の健診とは異なり、集団生活を営む上で必要な社会性の発達についても確認している点が5歳児健診の特徴というふうに考えております。

現在、乳幼児健診は、母子保健法において、1歳6か月児健診と3歳児健診の実施が義務づけられており、御紹介いただきました5歳児健診については任意とされている状況でございます。

そういった中で、県としましては、母子保健分野における取組の推進のため策定いたしました健やか親子いきいきプランみえ、これは第3次になりますが、におきまして、出産後から就学前までの切れ目のない健診の実施を目指し、県内全ての市町での5歳児健診の実施に向け働きかけを行っているところでございます。

このため、健診の実施主体である市町の取組が進むよう、市町の保健師との意見交換等において、国が作成する実施マニュアルや他の自治体における事例の情報提供などを行っております。

また、昨年度には、県内市町における健診の実施状況や課題を把握するた

めのアンケートを行いました。御紹介もいただきましたけれども、健診の取組を進めております市町からは、発達に特性のある幼児の早期発見や幼稚園、保育所等から小学校への支援内容の引継ぎといった面で効果的であるといった回答をいただいております。

一方で、複数の市町からは、健診を実施するための人材確保や育成、健診後の幼児及び保護者に対するフォローが課題であるというような御意見もいただいているところがございます。

県としましては、市町の保健師等を対象とした研修に、新たに5歳児健診に必要なスキルを学ぶ内容を盛り込むとともに、引き続き、母子保健の専門家を派遣し助言を行うことなどによりまして、市町で5歳児健診の取組が進むよう支援をしてまいりたいというふうに考えております。

[12番 平畑 武議員登壇]

○12番(平畑 武) ありがとうございます。

これはあくまでも各市町の取組ということで進んで行っているわけですが、県からの働きかけもやっていただけるということで、これが拡大していけばいいかなというふうに思っております。

これ、あんまり言うとな鈴鹿市から怒られるんですけども、担当課の方は非常に熱心で、もうしゃべりたくて仕方ないんですよ。自分がやっていることがいかに優れているかを説明したくて、僕はもう事務所の玄関から上げないようにしとるんですけど、上げたらしゃべられるなと思ってもう玄関で対応しとるんですが、上げたら多分1時間はじっくりしゃべっていくと思いますね。それぐらいやっていることに自信を持っている。

また、何て言うんでしょうかね、周りもそれに追随してきているんですね、保護者の方からもそういうふうに追認されているようなのがあって、それを力にやっぱり一生懸命になるのかなと。

これは今の市長の性格もあるでしょうし、担当部長の性格もあるでしょうし、いろんな癖はあると思いますけれども、癖と言ったらいけませんね。そういう性格はあるんですけども、そういう自信を持って仕事を進めていく

ということがやっぱり現れてくるというのはいいことかなというふうに思います。

ぜひとも各市町に勧奨されるときに、そこら辺も含めてアドバイスをいただければなというふうに思います。この問題は、そういうことでよろしくお願いいたします。

次に、ちょっと中身が変わっていくんですけども、成長産業、ここについて話を聞かせていただきたいと思います。

ちょっと専門的な話になるんで、そんなこと言われてもなということになるんかと思えますけれども、まず半導体関連の産業の集積ということで、三重県の北勢のほうに集まっているということもありまして、ここら辺をまずお聞きします。あわせて、カーボンニュートラルに関係する水素とかアンモニアについても同時にお尋ねいたしたいというふうに思います。

半導体関連の産業の集積という意味では、世界半導体市場統計、WSTS というのがありまして、集積回路やセンサーといったこの半導体関連の市場は2000年には世界で2000億ドル、これが2024年には6000億ドルを超え、2030年には1兆ドルを超えるというふうに言われております。こういう予測がある中で、まだまだ2024年から比べますと、たった6年ぐらいでほぼ倍というぐらいの伸びしろがあるというふうに捉えられるのかなと思います。

これはなぜここを言うかと言いますと、世界で市場が拡大していった中で、もともと1990年代には、トップ10の世界的な半導体企業の売上ランキングというところを見ると、日本企業は6社も入っていたんです。この6社入っていたのが2019年には残念ながらキオクシア1社だけということになっておりますし、2023年、それから4年後には全く1社も入っていないと。16位に1社あるんですけども、そういったことであぐらかいていたわけじゃないんでしょうけれども、残念ながら半導体の事業そのものがちょっと頓挫していると言ったら変ですけども、日本の中では撤退気味になっていったと。

これが相次いだ中で、2000年代と足下の状況、これを地域別に比較してい

きますと、従業者数が減少してきているところがほとんどであります。こういった中で、三重県、広島県では、集積回路の製造業を中心に、そしてまた、宮城県と熊本県では、半導体製造装置製造業、ここを中心にむしろ増加しているということでございまして、一部地域では引き続き、半導体関連産業は一定の雇用を生み出すというふうに言われております。

製造工程として、シリコンの単結晶インゴットというのを製造できる、これは三重県には、具体の企業を上げますと、三菱ガス化学であったり、JSRであったり、それから三菱ケミカル、この3社が素材メーカーとしてあるんですね。ここが実際につくっておりまして、これを薄くスライスして、言えば何回も同じ動作を繰り返すんですけども研磨して、シリコンウエハーと言われる基盤を作成して、後工程に持っていくということになります。このときに、感光材であったり、また回路の焼付けであったり、研磨の回数、こういったところで最後に金属膜の埋め込み、電極化していくという工程があります。

ここについては、やっぱり今の企業体を見ていると、10社ほどが、津市に1社あるんですけども、四日市より北のほうに桑名市まで含んで9社ほどですかね、これがあるということで、ほぼほぼ北勢にあります。これは地勢的なところもあるんですけども、この前行程はそうなんですが、ただその後の、実際にでき上がった円盤状のウエハーを切断してICチップにしていって、リードフレームをつけて接続するという工程、一般的に後工程と言われる部分については三重県内どこでもやろうと思ったらできるということで、北勢だけの企業体じゃなくて、三重県全体を集積の一帯として考えていけるのかなというふうに思っています。

恐らく半導体については、幾つかの企業がぽんぽんと目立つんですけども、そういったところがあっても三重県全体で考えていけば主要産業の一つである半導体産業は電子部品、デバイス、電子回路製造業の製造製品出荷額、これだけで見ていきますと全国の3分の1を占めているんですね。全国の3分の1を三重県が占めているんですよ。その中で、19年連続全国1位という

輝かしい実績を持っている、本当に誇れる主要産業と言えるのかなと思います。

だから、今後、もう一つの重要産業である自動車産業、ここがEV化に向かっていくと、当然部品点数も減ってまいりますし、企業体の構造も変わってまいります。そういったところも含めて、この半導体の集積のところに寄与できるのではないかなというふうに思っています。ある意味、逆にそこをチャンスと捉えて、むしろ積極的に、今、自動車産業に行っているところを半導体のほうに引っ張っていただいて、ここを見ていただければ、三重県全体の企業体、また産業構造自体がよくなって経済界も発展するのかなというふうに思っています。

そこら辺について、三重県として同じことを考えておられると思うんですけども、ちょっと詳しい内容を聞かせていただければなというふうに思います。

あわせて、重要産業ということで燃料、今まで2050年カーボンニュートラルを目指して、三重県はちょっと前倒しで進んでおりますけれども、そういった化石燃料に代わる新燃料というのが取り沙汰されております。その中で、水素やアンモニアの利活用産業の支援策、ここについてもお尋ねしたいと思います。

世界的なカーボンニュートラル化の動きの中で、本県の基幹産業の一つである自動車産業、これは電気自動車ですね。これはいろいろあるんですけども、先ほども言いましたように、EVシフトによって、部品点数も減りますし、構成も変化するということが見込まれております。

加えて、カーボンニュートラルをはじめエネルギーの安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指すグリーントランスフォーメーション、GX、この重要性も高まっています。そういう中、四日市コンビナートの将来ビジョンの実現に向けて、四日市市、四日市港管理組合、コンビナート関連企業と共に、四日市コンビナートカーボンニュートラル化推進委員会を開催して、中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議等々と連携しながら、六つの部会に

において水素・アンモニアの導入・利用拡大等の検討がなされておりますし、水素等の受入れ・供給の拠点化に向けたF S検討等も進められております。

一方で、四日市コンビナートは、プラント運営に係る人材の確保、技術力の向上と伝承といった課題に直面しているとも思われます。これまでの検討で一定明らかになった技術動向や課題等を踏まえて、中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議等と連携しながら、水素・アンモニアの拠点化に向けた検討を進めるとしてはいますが、進捗はいかがでしょうかということでございます。ここについて、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） 議員のほうからは、半導体産業の集積、それと四日市コンビナートの水素等の活用について、御質問いただきました。順次、お答えします。

まず、半導体についてでございますが、あらゆる産業の基盤となっております半導体につきましては、本県の事業活動拠点としての優位性でありますとか企業投資促進制度、補助金等であります。これを生かしまして関連企業の集積に向けた誘致活動に取り組んでまいりました。

その結果、半導体製造工場に加え、部素材や製造装置、メンテナンスなど、関連企業の進出につながってまいりました。

特に、四日市市をはじめとする北勢地域におきましては、豊富な工業用水など優れたインフラ条件を生かして、キオクシアなどの半導体製造装置企業や化学系の部素材を製造する四日市コンビナートの企業を中心に、全国トップレベルの半導体関連企業の集積が進んでおります。

また、近年では、中勢地域において、後工程と呼ばれる先端パッケージングの企業が新規進出するとともに、南部地域においても半導体搬送装置の製造企業が再投資を決定するなど、北勢地域以外でも投資が進んでおまして、県全域での半導体関連企業の誘致や投資の可能性があるというふうに考えております。

先端半導体に係る研究開発でありますとか、製造に係る投資は、より一層

大規模化して世界的に熾烈な競争となっております。

県としましては、四日市市をはじめ県内全域での関連企業のさらなる集積によりまして、県内経済を活性化させるために、今年度、みえ半導体産業振興方針、仮称でございますが、これの策定に取り組むこととしております。

振興方針では、本県半導体産業の強みや課題について、企業の声も聞きながら洗い出しをするとともに、有識者からの意見や県内各地域の特性を踏まえて、必要となる施策の方向性を示していきたいと考えております。

今後は、この方針に基づき、国の支援制度も最大限活用しながら、北勢地域等に既に立地している関連企業の競争力の維持・強化を支援するとともに、多種多様な企業の投資を呼び込むことで、県全域での半導体産業の振興を図り、県内経済の発展や雇用の維持・創出につなげていきたいと考えております。

続きまして、四日市コンビナートの水素の利活用の取組でございます。

四日市コンビナートがこれからも県の重要な産業基盤として投資を呼び込み、発展し続けるためには、水素・アンモニア等の新エネルギーの利活用や脱炭素に貢献する素材の供給等を通じて、新たな産業の芽吹きを生み出していくことが求められております。

県としましては、「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針でも位置づけるとともに、知事・四日市市長をトップとする四日市コンビナートカーボンニュートラル化推進委員会におきまして、化石燃料から水素やアンモニア等のクリーンなエネルギーへの転換に向けて、官民で検討を進めております。

これまでの検討の中で、既存設備の活用やパイプラインの敷設等により、将来的にはコンビナート内での水素等の供給が技術的に可能であるということが一定確認できたところです。一方、水素等への転換に向けては、燃料費が化石燃料に比べて割高であるということとか、製造される素材の質やコスト等の競争力をいかに保っていくのかといった課題も共有されたというところでございます。

今後は、化石燃料との価格差やパイプラインなどの必要となるインフラ整備に対する支援が継続されるように、国に粘り強く要望していくとともに、水素等への転換に向けた企業間連携による実証や可能性調査等の取組、これについては、先ほど議員からも御紹介がありました中部圏の会議とも連携しながら進めていくことで、四日市コンビナートの持続的な発展につなげてまいります。

〔12番 平畑 武議員登壇〕

○12番（平畑 武） ありがとうございます。

この半導体なんですけれども、キオクシアの社員とちょっと話をさせていただいたんですが、NANDといったものを今、主流でやっているらしいんですよ。NANDというのは、要はノット・アンドということで、電源が仮に落ちてもう記憶媒体は絶対落ちないということで、ずっと維持される。これがさらに進んで、今の主流は3DのNANDになっているということから、かなり進んだものが先端として来ているということでございますので、まだまだ三重県は伸びしろがあるのかなと。

これ、桑名の会社もそうですけれども、そういったことで県内の企業は一生懸命頑張っておりますので、いろいろこれは私が言わなくても分かっている話でありますけれども、そこら辺の支援をぜひともお願いしたいというふうに思います。

ここはあまりこれ以上詳しく言ってもややこしいだけの話になりますので。

では、次に、再生可能エネルギーについてお聞かせ願いたいと思います。

これもしつこく何回も私、質問の中で立たせて言わせていただいておりますけれども、これは令和5年に再生可能エネルギーに関する検討会というのを議会として立ち上げまして、昨年3月に一見知事のほうに提言させていただいたという経緯がございます。

これは令和6年に各種会議をいろいろ開催していただいて、前向きに検討されてきたというふうに受け止めておりますけれども、令和7年度当初予算の中にも洋上風力発電に係る国の次期実証事業への応募を見据えたポテン

シャル調査の実施という項目で、金額的にはあんまり高くないんですけども、ただそういうふうにまだきちっと置いていただいているということには深く感謝申し上げたいと思いますし、いろんな情報が交錯しまして、思った以上に大変じゃないかなというところもございまして、慎重にやっていただくのは、これはもうやぶさかではないんですけども、そこも含めてぜひともやっていただきたいと。

この日本の電源構成という意味で、再生可能エネルギーの目標ということが書かれておりますけれども、2030年で36%から38%構成を占めるということに、今は18%ぐらいと聞いておりますが、そこまで持って行きたい。さらに、2050年になりますと、50%から60%まで倍ぐらいに持っていききたいという希望があるようでございます。

この中で水素・アンモニアといったところが一部、10%ぐらい。だから、水素・アンモニアの導入というのは、そういう意味ではちょっと難しいんだろうかなと。いろんな周りの附帯設備も含めて大変なんだろうと思いますけれども、避けて通れませんし、これはやるべきだと思っておりますので、ぜひともお願いしたいというふうに思っています。

三重県の新エネルギービジョンに基づいて、環境への負荷ということである安心なエネルギーを確保するということから、この県の地域特性を生かした新エネルギーの導入、利用促進に取り組むとされております。

一方、太陽光発電施設の導入については、地域との共生に係る改善等の要望・意見が寄せられていることを踏まえて、地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入促進が望まれております。三重県新エネルギービジョンに示された令和5年度から令和8年度までの4年間の中期目標や取組方向に基づいて関係部局と連携して進めるとされております。主なポイントとして、地域住民の暮らしや自然環境、景観への配慮など、地域との共生が図られることを前提に、新エネルギーの導入促進に努めるというふうになっております。

太陽光発電については、三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラ

インに基づいて取組を進める。また、洋上風力発電については、国の次期実証実験への応募を見据えたポテンシャル調査ということと、市町合同勉強会等の開催を通じて洋上風力発電に関心のある地域や企業に必要とされる情報の収集・提供を進めるということで、ちょっと注目しているのは、次世代型太陽電池、ペロブスカイト太陽電池という、ここが結構、今後、表に上がってくるのかなというふうに思っておりますので、ここら辺も含めて今後の洋上風力発電の取組についてお聞かせを願いたいと思います。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） それでは、洋上風力発電の推進に向けた今後の取組等につきまして御答弁申し上げます。

洋上風力発電は、既に国内でも北海道や東北地方などで、水深の浅い海域に設置される着床式洋上風力発電を中心に導入が進んでいるところでございます。また、国が2025年2月に策定した第7次エネルギー基本計画におきまして、我が国の再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札とされており、今後、導入が加速していくものと考えております。

また、洋上風力発電は、設備に使用される構成機器・部品点数が非常に多く、サプライチェーンの裾野が広いことに加え、特に保守管理への地元企業の参入といったこともあり、産業への波及も期待されておるところでございます。

県では、「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針における再生可能エネルギーの導入・利用促進の取組として、洋上風力発電に関する情報収集や調査を進め、関心のある地域への支援を行うこととしております。

こうしたことから県では、洋上風力発電の導入可能性を検討するためのポテンシャル調査をこれまで行ってきたところでございます。その結果、伊勢湾口から熊野灘北部沖にかけて、一定のポテンシャルがあるということが分かり、関係市町とともに洋上風力発電について研究する勉強会を進めてきたところでございます。

さらに、沖合の深い海域に設置する浮体式洋上風力発電については、議員

から御紹介もありましたが、国の次期実証事業への応募も見据えて、沖合の1000メートル級の大水深の海域にまで対象を拡大したポテンシャル調査というものを追加で今年度行うこととしております。

洋上風力発電は、再生可能エネルギーの導入、産業への波及の観点からも期待が大きい一方で、地域との共生といったことも重要となってまいります。

今後も、県内に洋上風力発電が導入された場合の効果・課題などについて、関係市町や事業者等の声をしっかりと踏まえられるように取組を進めてまいります。

それと、議員から一つ指摘もありましたが、太陽光におけるペロブスカイト太陽電池ということではありますが、これまでのシリコンの太陽電池と比べてもかなり薄型ということで、いろんな場所に据付けができるということで、広範な場所に設置できるというメリットがありますので、こうしたこともちょっと研究を今年進めていきたいと考えております。

〔12番 平畑 武議員登壇〕

○12番（平畑 武） ありがとうございます。

最後の新太陽電池のことですけれども、あれはかなり効果があるというか、全面どこのところでも出てくるんじゃないかなというふうに思っています。もうコマースも出ていますんで、その導入までもう近いのかなというふうには考えております。

そういった意味で、これも勝ち負けにこだわる話じゃないんですけれども、やはり三重県としては先んじてやっていただく分はやっていただく、また慎重にやらないかん部分は慎重にやっていただくということから進めていただければなというふうに思います。

時間配分がまあまあうまくいったのかなというふうに思います。教育長にも語っていただく時間が十分取れておりますので。

最後に、県立学校施設の設備改善進捗ということでお尋ねさせていただきます。

これは、あえてトイレの洋式化という言い方をしなかった理由は、やはり

トイレの洋式化がもともと三重県立学校施設長寿命化計画の中で令和2年度からあって、3年度から実行されてきて、6年度で完成という形で県立学校の七十数校全てが終わったと。特別支援学校についてはほぼ100%の洋式化が実現できておりますし、それと併せてエアコンが思いのほか進んできたのかなというふうに考えております。これは、もともとエアコン自体は特別取り上げての話じゃなかったんですけど、途中からぼんぼんぼんと来たということでお尋ねいたします。

この三重県立学校施設長寿命化計画ということで、令和2年の3月に策定されて、4か年の実施計画を策定して長寿命化を実施すると。これは特に住環境とのギャップが著しいトイレについても、重点的に洋式化を図っていく必要があることから、並行してやっていくということでございましたけれども、一旦ここで決めたのは、ホームルーム教室のある棟のトイレを中心にやっていこうということと床の乾式化というのが入ってございました。

ただ、これは結果的にはもう令和6年度中に普通科教室棟の洋式化は84%ということで結構な高い比率になっておりますし、特別支援学校については100%の達成率ということになっております。

一方、エアコンの設置等々も全国的に拡大する中、三重県立学校においては同じようにホームルームがある教室、並びに屋内運動場について積極的に入れられてきました。

こういうのがあって、令和6年度で一応一段落したような状況が見られるのかなというふうに思うんですけども、工業系の実習室とか研修室等、これはいまだに未設置のところがございます。エアコンがついていない部屋で真夏に、例えば自動車の部品を一生懸命汗かいて力出してやっている、これは熱中症にならんわけがなく、そういった状況があったら実習にも当然身が入らんやろうなというふうに感じております。

これは、実は私、昨年、監査委員をやらせていただきまして、ある学校を幾つか回らせていただいている中で、その校長先生が言うんですよね。生徒は一生懸命やろうとしているけれども、やっぱり環境には勝てんというこ

とで、1時間やりたいけれども30分ぐらいで切り上げないとどうしても脱水症というんですかね、それが出てきてできんから、そのところも含めて考えていただけないですかねという指摘があって、なるほど、それはそうやかと、普通に座ってやるホームルームの教室だけエアコンを整えさええということにならんよなということから、この質問をさせてもらっとるんです。

いろんな異常気象の中で、今のような話があるんですけども、ここについて、中途半端な話になりますけれども、話を聞かせていただければなと思います。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、県立高等学校の実習棟における設備改善について御答弁させていただきます。

県立高等学校の設備改善については、まずは生徒の利用頻度が高く、利用人数も多い普通教室の整備を最優先にしていることを基本としています。

このうち、まず空調設備について申し上げますけれども、普通教室への整備を既に令和2年度までに完了いたしました。そのため、実習などに使用する特別教室等につきましては、令和2年度に空調設置更新の方針を示しまして、使用頻度の高い教室を整備対象として設置を進めています。

現在、整備対象に位置づけた特別教室等への空調設置率は89%でございます。引き続き設置を進めてまいります。

なお、整備対象となっていない教室についても、近年の猛暑を考慮しますと、空調設備設置が望ましいと考えられますので、学校からの要望を踏まえまして、使用状況なども確認しながら、予算の範囲内ではありますけれども、柔軟に対応していく方針でございます。

続いて、トイレについてですけれども、まず洋式化に関して、全ての県立高等学校の普通科教室、幾つかあるうちの1棟の各階男女1か所のトイレを必ず洋式化しようということを目指しまして、これは令和2年度から計画的に整備を進めてまいりました。その結果、令和6年度末までに1校を除いて整備が完了しました。この1校というのは入札不調で繰越しになっているも

のでございます。

令和7年度からは、普通教室棟が複数に分かれている学校について、残りのトイレの改修を数年かけて順次進めていくこととしています。

普通教室棟等以外のトイレですけれども、その使用状況とか老朽化の状況も踏まえまして、学校の意見も聞きながら改修の必要性について検討してまいりたいと考えているところでございます。

〔12番 平畑 武議員登壇〕

○12番（平畑 武） ありがとうございます。

そういう回答になるかなというふうには思っておりましたけれども、本当に住環境と全く違うということは認識の中にあるかと思えます。各家庭で、今はもうウォシュレットのあるトイレが主流だと思うんですね。そこまで欲は言いませんけれども、だんだんだんだんと時代の要請に合った改善をしていただければなというふうに思えます。

生徒の中で、100%じゃない89%という中で、困っている教室があるとしたら、やっぱりそこはぜひとも目を向けていただきたいというふうに思いません。

こういうことで時間も参りましたので終結させていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。26番 野口 正議員。

〔26番 野口 正議員登壇・拍手〕

○26番（野口 正） 改めまして、こんにちは。

先ほど激励をいただきまして、ちゃんとした日本語でしゃべれということを言われましたので、ちょっと誤字脱語があるかも分かりませんが、ちゃんとした日本語で話させていただきます。

今日は、実は私、ベストを持ってきまして、これ松阪木綿のベストなんですけど、それとネクタイも松阪木綿にさせていただきましたが、ちょっと暑いので控えさせていただきます。申し訳ありません。

あと、時間がないのでもう早速行きたいと思います。よろしく願いします。

まず、アサリ漁業の継続に向けてということで始めさせていただきます。水産業者の安定した漁獲量確保、継続に向けた取組についてお聞きいたします。

気候変動や栄養塩類の減少、貧酸素水塊の発生などにより、水産物の漁獲量が減少していると指摘されております。実際に本県の漁獲量は、令和元年から令和5年の5年間で、約13万1000トンから約5万2000トンと60.3%減少しております。私の地元である松阪市では、以前よりアサリ漁が盛んでしたが、このところ、アサリが捕れない状況が続いており、経営を継続していくことが危ぶまれる状況となっております。

5月8日にアサリ料理のテレビがありまして、番組の中で大雨による稚貝の流失、海の貧栄養化、そして海洋環境の変化などにより、愛知県でもアサリが減少していると伝えられていましたが、改善策について十分な説明がなかったように感じました。

こうした状況からアサリ資源の回復に向けた対策を急がなければならないと考えていますが、漁業者が廃業を余儀なくされるまでに間に合うのか心配

でなりません。アサリ資源が減少し、捕れない状況が続いているということは、漁業者にとって死活問題であり、緊急に対応しなければならないことは理解できることとございます。

そこでお聞きします。県では、アサリ資源が減少している要因をどう捉え、資源回復に向け県はどのように取り組んでいこうとしているのか、お伺いします。

漁民に現状が認知されていないことから起こる心配が流言飛語として広がっていくことが心配であります。私自身、令和4年にも同様の質問をしたところですが、そこから状況がどのように変化してきているのか非常に気になっていくところでもあります。

漁業関係者にとっては、長年の不漁続きで自分たちの努力だけでは対応できないと思っている方が多くみえます。そして、そのことを私どもに訴えてみえます。地元の水産事業者の生活を守るためにも、諦めるのか、それとも何とか言えるのか、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔柘屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（柘屋典子） それでは、アサリ資源減少の要因、それから資源回復の取組について、お答えいたします。

伊勢湾におけるアサリ漁獲量は、昭和42年の1万5556トンピークに減少傾向にございまして、過去10年間は500トンを下回る低い水準で推移しておりますことから、アサリ漁業者の経営が非常に厳しい状況であるというふうに県でも認識しているところであります。

アサリ漁獲量の減少要因につきましては、県水産研究所の調査から生息場所となる干潟・浅場の減少、それから波浪による稚貝の流失や浜への打ち上げ、貧栄養に伴うプランクトンの減少等が複合的に関係していると考えております。

このため県では、漁業者や漁協等関係機関と連携しながら、アサリの生息場所の確保に向けまして、干潟・浅場の造成に取り組んでおりまして、平成16年度から令和6年度までの間に、松阪・四日市地区において約22ヘクター

ルを造成したところでございます。

さらに、松阪地区におきましては、令和4年度から、より効果的なアサリ生息場所の整備に向けまして、稚貝の流失を防ぎ波浪から貝を守る少し大きめの砕石を用いた浅場造成を進めているところでございます。

また、アサリの資源確保に向けましては、令和4年度から放流用アサリ種苗の安定生産技術の開発に取り組んでおりまして、令和6年度は約40万個の稚貝を生産いたしまして、砕石を用いて造成した浅場等へ試験放流いたしました。

それから、伊勢湾内への適正な栄養塩類の供給に向けましては、平成30年度から県が管理する流域下水処理場において、栄養塩類管理運転を実施しておりまして、そのモニタリングを続けているところでございます。

今後も、伊勢湾のアサリ資源の回復に向けましては、漁業者と密に連携しまして、四日市・津・松阪地区におきまして、令和13年度までに砕石を用いた浅場約10.7ヘクタールの造成、それからアサリ稚貝放流後の生存数、それから成長量等の調査と放流に適したサイズ、放流場所の検討、それから漁場に効果的な栄養塩類排出濃度のシミュレーション、これらを進めてまいりたいと考えております。

〔26番 野口 正議員登壇〕

○26番（野口 正） ありがとうございます。

もう前から気になっているんですけど、もう大分、令和4年から漁師のほうのところでやっていただいています。3年以上たっております。はっきり言って成果が出ていない。3年間放つといたら漁師の人が飢え死にしますよ。やっぱりある程度、早めに結論を出さなきゃいけないと思うんです。

こんなこと言ったら失礼ですけど、試験場のほうの方でも、もうあかんと違うかと思っているような方もみえるかも分かりません。この環境とかいんな複合関係で。

そうすれば、どうすんのやということになる。これ、めどというのは大体つけておられるんですか。大体いつ頃までにある程度の成果というか、報告

ができるというめどというのはつけておられるのか、ちょっとお伺いします。

○農林水産部長（枘屋典子） 議員のおっしゃるとおり、なかなか成果が現れていないというのは県でも自覚しております、ただいつまでに何トンぐらい回復という細かい数字というのがなかなか出せないのが現状でございます。

ただ、その新たな地区でまた碎石を用いた浅場の造成ですとか、それから影響を受けにくい場所の適地、それをまた探して放流するとかそういうことを地域の実情に応じて組み合わせて実施していきたいと考えておりますし、いつまでもアサリだけで不漁が続いていたら生活ができないという御意見もあろうかと思っておりますので、漁業経営の継続に向けましては、漁業者の意向に沿ってではございますが、アサリなどの採貝漁業と、それから黒ノリなどの藻類養殖を組み合わせた複合経営の提案なども行ってまいりたいというふうに考えております。

〔26番 野口 正議員登壇〕

○26番（野口 正） 農林水産部長ですから、アサリ漁業をやっている方が急にヒラメとかね、そういうのを捕るとか、そう簡単にできるもんじゃないんです。私の父も結構昔、ウナギを趣味で捕っていましたが、もともと漁師をやっていたから捕れたというのはあるんです。だけど、やっぱり違う業種なんです。アサリやる人がノリやります、アオサをやります。当然、言われます。

私、本当はこの後に養殖の件もちょっとやろうと思ったんで、もう時間ないんで今回抜いたんですけど、やっぱりそこら辺を見ていくと、一つは、全部その複合汚染で大気が悪いとかで片付けられてしまうと、漁民の方ってどうすんのやというイメージが出てくるんですよね。本当にどうなんだと。わしら一体何をしたらいいんだと。

それを思うと、やっぱり何らかのめどというか、希望というか、そういうものを示してあげないと、やっている方たちっていつも真っ暗闇の中に置かれて明かりも見えませんかと言うと、やっぱり気分的に萎えてくるんですよね。萎えるんですよね。だから、そこら辺を含めて県としてどうなんだと。やっ

ぱり方向性として大丈夫です、やれます、それかもうあきませんよと、もうやったって意味ないです、だからほかの職種を考えてくださいと言われつつの方がみえたんで、県の方で。私、聞いてってむかつときていました。まあ、それはそれとしてあれなんですけど、そういうことを思うと、やっぱり県として何らかの方向性なり、めどなり、希望を持てるようなあれがあればと言ったら、先ほど言ったように、めどはありませんとなったときにどうなんやと。ちょっと最後、一言だけで結構です。もう時間もあれですけど、ちょっとお願いします。

○農林水産部長（柘屋典子）　いつまでにという明確な数字というのはちょっとあれなんですけれども、先ほど答弁の中でも申し上げました、松阪地区で昨年度初めて40万個の稚貝を碎石の浅場に放流したということがございます。これが1年、2年たってどのような収穫量になるのかというところが一つめどになるかなとは思っておりますので、県としても精いっぱい資源回復に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

〔26番 野口 正議員登壇〕

○26番（野口 正）　ぜひいい結果を、ほんまに出るんかなというちょっと心配のほうが、もうこれ4年近くやっておられるけど、あんまりええ成果、私も聞いていませんし、もう地元の漁民の方、かなり大丈夫かと心配されていますので、これ、私のところの地元でもありますので、ぜひいい方向で、少なくとも何らかの、灯台とは言いませんが、もうランプで結構ですので、ランプ程度の明かりでもいいから、将来に望みができるようなあれをしていただければと思いますが、これは要望してやっていますので、ちゃんと結果を出すようお願いして、これで水産のほうを終わらせていただきます。

続きまして、市町の水道事業運営についてということでお聞きいたします。

水道事業は市町の運営でありますし、責任は運営団体に帰属していますが、現在物価や人件費等の高騰に伴うランニングコストの上昇等により、全国的に水道事業が厳しい経営状況になっております。県内においても幾つかの市町で水道料金の値上げを行うなど、厳しい状況であることがうかがえます。

このような状況の下、県の企業庁には、受水市町への影響を考慮して水道料金を令和7年度から令和8年度までの2年間据え置くということを決断していただきました。据置き後の対応についても引き続き、受水市町と丁重に協議を行うようお願いしたいと思っております。据置きにより2年間の時間的猶予ができたわけですが、今後の水道事業の課題について私も検討をこれからもしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

こうした中で、最近、特に問題となっているのが水道施設の老朽化への対応でございます。全国では、法定耐用年数40年を超えた管路の割合が年々上昇しており、各地で水道管の老朽化等に伴う漏水事故が発生し、報道でも大きく取り上げられております。

県内でも同様に管路の老朽化が進んでおり、対策は急務だと思っております。

市町においては、水道施設の老朽化対策に鋭意取り組んでいるところでありますが、人的にも費用的にも負担が大きく、市町単独では思うように対策が進まない状況にあると思っております。

そこでお伺ひします。水道事業は市町が基本であります。県民にとって重要なライフラインであり関心が高いことから、県内における市町の水道事業における老朽化対策、運営状況について、県としてどのように対応していくのかをお聞きいたします。

〔佐藤弘之環境生活部環境共生局長登壇〕

○環境生活部環境共生局長（佐藤弘之） それでは、市町の水道事業運営、水道施設の老朽化対策についてお答えします。

水道は、日常生活や経済活動に必要な不可欠なライフラインとして、住民の生命と暮らしを守るという極めて重要な役割を担っており、水道事業を運営する市町では、安全・安心な水を安定的に供給するため、点検、修繕、更新など水道施設を適切に維持管理いただいております。

しかしながら、多くの市町では、今後、人口減少に伴う料金収入の減少、老朽化施設や耐震化されていない施設の更新費用の増加が見込まれておりまして、水道事業運営は厳しさを増しております。

水道施設のうち、特に水道管に関しましては、議員からも御紹介いただきましたように全国で老朽化に起因する漏水事故が発生しております。本年4月には、京都市で老朽化した水道管が破損したことによりまして、付近の幹線道路は冠水し、一時通行止めも発生したと、そういう報道も大きく取り上げられたところです。

県内の老朽化の状況ですけれども、令和5年3月末時点におきまして、水道管の全長が約1万7500キロメートルありますが、法定耐用年数の40年を超えて使用されている水道管は約5000キロメートルと全体の28.5%を占めており、全国平均の23.6%を多少上回っているような状況となっております。

国では、以前から老朽化した水道施設の更新のために、交付金等の財政支援制度を設けており、県では、市町の水道施設の更新を促進するために、国に対しまして交付金の予算確保、交付率の引上げなど財政支援の拡充につきまして継続して要望しております。

なお、先週の6月6日になりますが、国のほうで国土強靱化に関する新たな計画が閣議決定されておきまして、上下水道ですけれども、その施設の更新につきまして強力に進めていくとされております。

また、将来にわたって水道施設を適切に維持管理していくためには、水道事業に携わる職員の技術力の確保というのが非常に重要になります。そのため、県内全市町、県企業庁、県で構成します三重県水道事業基盤強化協議会の場において、毎年、市町水道職員向けの技術研修を実施しておきまして、人材育成の面からも市町を支援しております。

持続可能な水道事業を運営していくためには、市町の区域を越えた水道事業者間の連携、いわゆる広域連携、施設の計画的な更新などの適切な資産管理、民間事業者の知識や技術力を活用した官民連携、それらの基盤強化を進める必要があります。

特にその中でも、広域連携につきましては、平成30年の改正水道法で県の責務としてその推進というのが位置づけられておきまして、県では、広域連携の推進方針などを定めました三重県水道広域化推進プランを令和5年3月

に策定し、このプランに基づきまして、料金システムの共同化など広域的な取組も進めているところでございます。

県といたしましては、引き続き持続可能な水道事業の運営に向けまして、市町と共にしっかりと取り組んでまいります。

〔26番 野口 正議員登壇〕

○26番（野口 正） ありがとうございます。

水道事業は本当に今、市町だけで単独でやっていけないのかなという心配をしています。世界中を見ますと、水道事業って例えばアメリカの地域の水道をイギリスの会社が管理している、もうそういうことがいっぱいあるんですよね。日本だけは公共的なものが、公共団体が管理をさせていただいている。これ、最も大事なことやと思います。水って、農業も一緒なんですけど、命を守るものなんで、それを守っていくというのは大変なことなんです。

ところが、先ほど言われたように、水道事業は市町が管理運営している。

ただ、平成30年に広域連携ということで、これは多分、国民健康保険なんかとよく似てくるのかなと思っています。国民健康保険も各市町でやっていただいていたところ、今、県のほうに返ってきています。

多分、水道事業も将来的にはもう市町では無理だと。広域でやっていただくけど、最終的には県のほうに来るのではないかと。そういうのも考えていくと、直接県の運営にはとは言いながらも、将来的にやっぱりあると思うんですよ。それを考えていく上でどうするのやとなったときに、例えば市はいいです、町で老朽化による事故があった場合、これを直す業者っていないんですよね。松阪でも聞いたら1社か2社しかない。それも夜中にもし破裂したら、行政で止めることはできるみたいですけども、だけど、その次の日に、朝、食事するとかそんなとき全然できない。その直す業者というのはあんまりないんですよね。

私の知っている社長、それに従業員がおるもんで、それやるんですって。やると、本当に大変らしいです。まず、次の日の仕事を全部変更してそれにかけると。日当を聞いたらむちゃくちゃ安いんです。えっ、うそやろって、お

い。7000円か8000円ぐらいって聞いたんで、夜中に出て、そんなんでやっているんですかというのを聞いたことがある。それほどのことでも一生懸命やっていたらというのがありますので、そこら辺も含めてこの水道事業というのは、ちょっと知事、よろしいか、お答えしてもらおうということで。ちょっとお答えしてもらって、これからどう思われるかだけ知事のほうからお願いします。

○知事（一見勝之） 水道事業についてお答えをさせていただく前に、先ほどアサリのお話をいただきました。漁業の方々が困っているのはよく分かります。現場の職員も一生懸命頑張っていると思います。やっぱり光が見えるようにするという議員のお話、とても大事ですので、寄り添って今、我々職員、対応していると思いますけれども、さらにどういうやり方がいいのか、漁業者の方々が何を望んでおられるのか、アサリで無理やったら今ちょっとハマグリが増えているという話がありますが、干潟がなくなってくるといづれも無理ですので、どういうやり方があるか、さらに寄り添う形でお話をさせていただきたいと思います。

水道事業のお話ですが、これは医療もそうですし、交通もそうです。議員が御指摘いただいた保険業務もそうですし、農業もそうなんです。かつての右肩上がり人口が増えてきた日本のやり方では通用せんようになってきているということでもあります。水道事業は、今、市や町でやっています。大事なものであることは事実なんですけど、もう人数が減ってきて対応する人も減ってきている上に、利用している人も減ってきているんで、コストはどんどん上がっているわけですから、これはどうしようもないという状況になってくるのは目に見えている。そのときに何をやるかというのを、しっかり考えていかないかんということでもあります。まだ若干の時間はあると思っています。広域化するのは、まず最初。一部事務組合をつくっていただいて、既にごみ処理なんかは進んでいますけれども、そういった形を志向していくということが大事だと思います。それから、やがては県全体でということも出てくる可能性があります。

コストをどうやって削減していくか。仙台市のやり方といいですか、宮城県のやり方は一つのやり方かもしれません。アメリカの水道をイギリスの会社が担っている。これは広域化することによって、農業もそうですけど、コストをぐんと下げることができるからなんだと思います。そういうやり方もひょっとしたら研究していかないかんような気もしています。

さらに、担い手が少ないということであれば、日本人以外でもお願いをしなきゃいけないということも考えていく必要がある。これは何でも同じです。人口減少の大きな問題がここに来ているということだと思います。

[26番 野口 正議員登壇]

○26番（野口 正） ありがとうございます。

もうちょっと時間的にあれなんで、聞いていただけたとおりで。やっぱり水道事業、大変なことになると思いますので、ぜひこれからも周知して、いろんな条件の中で安定して安全な水を提供していただく、これが基本だと思いますので、よろしくお聞きをしたいと思います。

続きまして、3の観光振興についてということでお話をお聞きしたいと思います。

インバウンド誘客に向けた効果的な情報発信についてお聞きしたいと思います。連休中、その他のところにはぎわっていましたが、いざ買い物となると財布のひもが固く、売上げにお客様の数が関係ない状況だと飲食店、また、観光施設業者、その他商売人の方からお聞きをいたします。

外国の方は円安の関係からそれなりの購買力は見られますが、日本の方の財布のひもが固過ぎて売上のどうにもならない状況であると言われました。個人的に旅行者が増加して土産物を買うことが減少しているように感じることです。

また、物価高騰があり、コロナ禍から国内旅行が減少しているため、購買力に変化が生じているのかもしれませんが。おかげ横丁や松阪の観光施設においても同様の話を聞かせていただきました。

県としても、旅行者の傾向や消費状況等の現状について、三重県観光客実

態調査としてヒアリング調査を実施しているところですが、その中で宿泊者の消費状況に関するデータを見ることができます。

ちょっと印刷をしていなくて写真でできなかつたんですが、（現物を示す）こういうやつをいただきました。書類です。三重県の状況、どうなのかと。

これを見ますと、宿泊旅行者1人当たりの平均利用額を令和5年とコロナ禍前である令和元年と比較しますと、利用総額がほぼ同額であるのに対し、土産代は約55%、飲食費は約72%となっております。地域の方々からお話を伺ったとおり、1回の旅行で土産代や食事食料費等に使う額が少なくなってきたと考えられます。

このように物価高騰に伴った宿泊費や交通費が増加する中で、土産代や飲食費等に使う金額が減っている現状を考えてみますと、インバウンドの誘客に県として取り組むことが必要ではないかと思っております。

私はベトナム視察でホイアンの観光施設、バスケットボート体験がございまして、ちょっとここで紹介させてもらいますが、写真です。（パネルを示す）これは今、ホイアンなんですけど、ダナンの海岸でこういう2メートルぐらいの丸いボートに網をかけて漁師が漁業していた、そういうものです。そして、それが今は観光地化して次のようになります。（パネルを示す）これは真ん中の人いろいろなショーとかそんなんをやっています。こういうあれも周りのお客さんとして見ております。そして、（パネルを示す）これを見てもらうと分かりますが、本当にたくさんの人が見えておりました。

聞くとところによりますと、ちょっと視察したときに聞いたんですけど、5年ぐらい前は人、全然いなかったんですって。僕もホイアンへ結構行っていたんですけど、あるということは聞いていたんですけど、私も行ったことなかったんです。今回行かせていただいたらすごい人でした。こんな人がおるんかなというぐらいたくさんみえました。

そこでこれを見ていくと、この人たちに聞いたんですよ。何でこんなに人が集まったんですかって聞いたら、やっぱり宣伝ですと。インターネットやSNS、その他、口利き、あと旅行者等に声をかけて、そしてやっていただ

いた、その結果がこんな感じになっていますということでした。

その代わりと言っては何ですけど、今度、ホイアン市内、旧市内ですけど、ここは結構、人が少なくなっているんです。それで聞いたんです。これ、何でこんな少ないですかと言ったら、もう観光地化されてしまって、あまり人には面白くなくなっている。いろんなあれがある。その後、聞きますと、日本人の方がちょっと見えていて、本当にその人と話していたときに、私、初めて来たけど、もうこんな、失礼な言い方やけど、つまらないと言われたんですけど、こんな観光地化して何もないようなところに来てもう面白くないと、こんなことやったら二度と来なくてもいいと、本当に原宿とかそういう街のあれだという話を聞かせていただきました。

そんなことを考えておりますと、これからインバウンド、私は大切だと思っています。先ほど言っていたように外国。インバウンドには伝統的文化や地域食文化の体験など、物よりも記憶に残る体験や経験を求める傾向が強まっているように思いますので、県として三重県でしかできない体験等をインターネットやSNSを活用し効果的に情報発信に取り組むことがインバウンドの増加につながるのではないかと考えています。

そこで、インバウンド誘客に向けた効果的な情報発信についてどのように取り組むか、お聞きいたします。

〔生川哲也観光部長登壇〕

○観光部長（生川哲也） インバウンド誘客に向けた体験の効果的な情報発信についてお答えいたします。

観光庁の調査によりますと、訪日外国人旅行者のうち個人の旅行者の割合が8割を超えてきておりまして、それらの方々の最も利用している旅行の情報源も、議員御指摘のとおり、SNSや動画サイトとなってきております。

このため、インバウンド誘客を進める上で、インターネットやSNSを活用した情報発信が欠かせないものとなってきております。

本年5月のインドネシア訪問においては、JNTO、日本政府観光局のジャカルタ事務所や現地の旅行会社から、訪日旅行は非常に人気があり、日

本でしかできない体験を求めているといった声や、忍者や海女、鈴鹿サーキットといった三重県の特徴的なコンテンツは、旅のハイライトになるといった御意見をいただいております。

このため、インバウンド誘客に向けましては、三重ならではの魅力的な体験コンテンツを効果的に情報発信することが重要であると考えております。

県では、昨年度から外国人旅行者が利用するオンライン宿泊予約サイトを活用した情報発信に取り組んでおります。これによりまして、対象とした市場における県内の延べ宿泊者数が増加するなど、一定の成果は見られておるところです。

今年度は、先般、約650万人のフォロワーを有するタイの著名な俳優であるオーパルさんをMie Inbound Ambassador 2025の第1号に委嘱するなど、インフルエンサーの発信力を活用した取組を強化しているところでございます。

あわせて、体験コンテンツの予約サイトも活用した情報発信に取り組むとともに、首都圏で開催を予定しております観光プロモーションイベントにおきまして、首都圏のインバウンド事業者にも三重ならではの体験をPRしたいと考えております。

引き続き、訪日外国人旅行者が情報源としているインターネットやSNSを効果的に活用することで、本県の観光コンテンツの認知度を高めていくとともに、大阪・関西万博を契機とした情報発信も行うことで、インバウンドの増加と観光消費額の拡大につながるよう取り組んでまいります。

〔26番 野口 正義員登壇〕

○26番（野口 正） ありがとうございます。

昨日、実は三重県旅館ホテル生活衛生同業組合の総会があつてお邪魔させていただきました。そこで言われたのは、インバウンド数は3800万人ぐらい今、日本に見えとるということでした。それで、宿泊旅行関係については、今、額として大体8.1兆円近くの経済効果があると。これは聞いたら半導体よりも多いらしいです。そして、自動車に次ぐ多さらしいということでお聞

きしました。

ただ、そのときに、ちょっとその方々が心配されていたことがありまして、インバウンド関係者というのは主に東京とか京都とか限られたところに行っちゃうんです。そこへ集中してしまうもので、その地域的なアンバランスがあって、残念ながら三重県には思ったより来ていただいていないというような話をされていました。

一生懸命広告や宣伝や、また、いろんなインターネットやそんなんでもやっていたということ、これは重々承知しているんですけども、それでもやっぱりまだできないというのと、もう一つ心配なのは、各市町の観光協会が、これ一生懸命やってみえるんですけど、この方々で対応できるのかと。もう小さな行政で予算もないと。それが全国や世界に対して発信していけるだけの予算とかあれができるのかという心配を実はしております。

そのことを考えたら、やはりこれは県がある程度そういう人たちと組んで全体的、みんなというわけにいかんと思いますが、県がある程度、三重県のよさ、各地域のよさを発信していただく、やっぱり組織的に、また、予算的にもそれができるのが県だと思っていますが、そのような中でもう一度聞きたいんですが、県としてどのようにお考えかをお聞きます。

○観光部長（生川哲也） 議員御指摘のとおり、やっぱりSNS時代になってきておりますので、やや繰り返しになりますが、個人の旅行者の方々に、いかにそれぞれが持つ観光資源のよさを届ける、リーチするかということが大事だと思っています。地域の皆様のほうで、それぞれの地域にある宝物をやはりしっかりと発掘していただいて、それを元に我々のほうで広域的にPRするというような流れをしっかりとつなげていきたいというふうに考えております。

〔26番 野口 正議員登壇〕

○26番（野口 正） 観光って大事なことだと思っていますし、やっぱり人間ですからいろんなところへ行って、いろんな経験もしたり勉強もしたり知らないところを見たいというのがあると思います。

ですから、前も私、観光でWi-Fiとかそういう質問もさせていただいております。やっぱり観光するためには、それなりの施設と、そして呼ぶための施設とかそういういろんなものが必要だと思いますし、当然その中には人による対応が最も大事だと思っているんですが、そこら辺も含めてこれからぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

時間がちょっとあれですので、欲張り過ぎてちょっとようけ出したもんですから、すみません、次に行かせていただきます。

今度は伝統工芸の継続状況、これからの運営状況の認識についてお聞きしたいと思います。

私は今まで一般質問で、伝統芸能、伝統文化財等についてお聞きをしております。今、各地の伝統工芸、例えば松阪木綿もそうですし、伊勢形紙、また、伊賀くみひも等の技術等の後継者問題、また、経営問題が生じてきております。本来、伝統工芸の後継者問題、経営問題は、これは個人的な問題であります。このまま放置すれば、いずれ喪失してしまう状況にもあります。個人的なことと放置して伝統工芸品等が消えてしまうことは、地域の誇り、活性化、ふるさとの認識等に多大な影響が生じると思います。

県行政として、各地の工芸品をブランド化して認定等のこともされておりますが、現状としては厳しい状況であることは認識しております。県行政と販路拡大、広域的な宣伝、広告等を協働して行っていただいて、個人的な個々ではできないことを協力して知名度を広げる対応をお願いするものであります。

そこでお聞きします。県行政として、これら伝統工芸技術等についてどのように認識しているのか、また、現状をよいとしているのかをお聞きしたいと思います。

私としては、何らかの対応が必要であると考えていますが、個人的な問題と放置するのは後世に遺恨を残すのではないかと心配しております。回答のほう、よろしくお願いを申し上げます。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） 伝統工芸の現状認識と県の取組についての答弁を申し上げたいと思います。

伝統工芸品は、全国各地で100年以上の間、日常生活に根差した道具等を伝統技法により製造されたものでありまして、実用性と美しさを兼ね備えた、用の美とも呼ばれております。我が国の経済を支えてきたものづくりの原点であり、県内におきましても地域経済を支え、そこに暮らす人々の誇りというか、そういう存在だったというふうに思っております。

一方、近年は生活様式の変化や消費者ニーズの多様化等により、伝統工芸品の需要が減少するとともに、後継者不足が大きな問題になっているというふうに考えております。現状のまま推移していくと、伝統工芸の継承がやがては途絶えていくというおそれもあるというふうに認識しております。

こうした状況を打開していくために、まずは伝統工芸品の需要拡大が大変重要であると考えておりまして、県では、消費者ニーズを的確に捉えた商品の開発や販路開拓に向けまして、事業者に寄り添った支援を行っているところでございます。

これからも引き続きになりますが、専門家による連続講座や事業者訪問等を実施しまして、実際の商品開発までつなげるとともに、開発した商品については大都市圏における訴求力の高い店舗での展示販売でありますとか、メディア等を活用した情報発信を実施していきたいと考えております。

後継者不足の課題解決に向けてでございますけれども、三重の伝統工芸の認知度をさらに向上させるということがまず必要であって、特に若い世代への魅力発信というのが非常に重要であるというふうに考えております。

県では、伝統工芸品の次世代への継承につなげていくため、令和6年度に、昨年度であります、三重県伝統工芸士制度を創設いたしまして、今年度はその伝統工芸士の熟練した高度な技術・技法を、例えば大阪・関西万博の会場をはじめとした様々な場で披露していただくということも考えておりまして、伝統工芸の魅力をリアルに伝えていくということに取り組んでいきたいと思っております。

そして、若年層をターゲットにした取組としましては、東京でのワークショップでありますとか県内企業と連携した体験イベントを実施しまして、特に若い方に三重の伝統工芸の魅力を発信していきたいと考えております。

県としましては、三重の豊かな自然や歴史文化に生まれ、先人から引き継いできた伝統工芸の技術が次世代に継承され、これからも人々の生活を彩るものとなりますように、三重の伝統工芸の振興に継続して取り組んでまいりたいと思います。

〔26番 野口 正議員登壇〕

○26番（野口 正） 現状としてたくさんある伝統工芸品、将来的にどれぐらいいなくなると思っておられますか、それとも現状のままいけそうかどうか、県としてはそこら辺の認識というのはどのように思っておられるか、ちょっとお聞きしたいですけれども。分かる範囲で結構です。

○雇用経済部長（松下功一） なかなか厳しい質問でございまして、答えづらいところがあるんですが、今現在、国の指定の品目が5品目、それと県指定が32品目で、53事業者がいらっしゃいます。

この指定というのは、そもそもその業種を守っていくために指定をするわけですが、その事業者の数に関しては、例えば少しデータで、全国のデータになるんですが、平成10年度の約11万5000人から最近の一番直近のデータで平成29年度ですが、約5万8000人ということで、もう半分近く従業員数が減っているということでございまして、この傾向ってなかなかそれを何とかキープするというのは難しいところですが、何とか減少を抑えるために、やはり我々としまして、先ほど申しました取組も含めて、しっかりとその事業者の従事される方がこれからもその営業、営みができるように取り組んでまいりたいと思います。

〔26番 野口 正議員登壇〕

○26番（野口 正） 工芸品への評価ってすごくあるんですよ。松阪木綿なんかそうなんです。これ、やっていますけど、関東、東京のほうへ行くと、これすごくわびさびの世界でいいんですよ。

ところが、大阪、関西のほうへ行くと案外駄目なんです。何か不思議なことに。まあ、理由は分かっておるんですけど。

私、前も言った中国へ昔、視察でよく行っていて、そのときに土産に名刺入れ、松阪木綿のを持っていったんです。本当にショックやったんは、全部捨てられた。たまたま私、行ったんですよ。その政府の関係なので。ぱっと見たら、うちがあげたやつみんな放ってあるんです。ええっという感じで、見たら向こうも一瞬、ああ、しまったというような顔でした。後でちょっと聞いたんですよ。何でなんですかと聞いたら、やっぱりお国柄なんですよ。松阪木綿って土産として木綿というのはいかになもんかというのが向こうの人たちにとってはあるらしい。もう一つは、この色ですわ。伊勢木綿だと結構黄色とか金とかあるんですけど、この色って向こうではあんまりいい色じゃなくて、そこら辺も含めて、ああ、国によって違うんだなというのを経験させてもらって、それ以降はできるだけ松阪木綿じゃなくてほかのやつに変えた記憶があります。

この前、ちょうどベトナムの大使館から一等書記官が見えて、明和の御糸織を見学しに見えました。ちょっと私が行けなかったんで、たしかあのときは松浦議員に対応していただいたんですが、ベトナムの方って結構そういう面では木綿の御糸織とか松阪木綿に大変興味がありまして、この前、総理か副総理が見えるらしいんですけど、そのときにうちの関係しとる名誉領事はその件で話して、実は角屋七郎兵衛さんという、これは日本橋をつくった方なんですけど、この方のあれを教えてくれということで、それをベトナムの方に大使館に何か言わなあかんということで行ってきました。

何でかという、本当に角屋七郎兵衛さんは、実は松阪木綿の材料を持ってきたんですけども、あの型というのはちょうどベトナムのホイアンの近くの少数民族の方の何か衣装らしいんです。それを日本に持ってきてやったという言い伝えがあります。それが全てじゃないか分かりません。そんなことで聞かれたわけです。

そこら辺を見ていくと、私もベトナムに今度、正式訪問させてもうたとき

に、ちょうど伊勢形紙、知事がスペインやらどこかへ持っていったやつと一緒にのやつを実は持っていていただきました。そのときに、やっぱりそういう伝統的なものは残っているんで、それは大事にせなあかんというのはあるんですけど、先ほど言われたように、なかなか難しいですよ。伝統芸能を守っていくのは。さっき言ったように後継者、後継者もなんやけれども、一番問題なのは経営なんですよ。経営的に行き詰まったらもうこれできないんですよ。その問題を解決するのにどうしたらいいか。これは企業努力ですから、私どもが、県がどうのこうのとは言えん部分はあるんです。やけど、やっぱり伝統芸能を守るためには何らかの対応をしないといけないと難しいのかなという思いがあるんです。

今、各言われましたけど、再度、申し訳ない言い方ですが、何としようと言われるんですけども、後継者もあるんですが、そこも含めて再度、何とやらええやというのを聞かれるんで、もう一回だけお答えできれば、同じ答えになってもいいと思うんですけど、お願いします。

○雇用経済部長（松下功一） ありがとうございます。

本当に議員のおっしゃるように、非常に難しい課題でございまして、この伝統工芸の品目をしっかりと、先ほども言いましたけれども、需要拡大といいますか、販路開拓でしっかりと人々の手に取っていただくというようなことを進めていくと。そのために、やはりいろんな場で、例えば先ほど言いましたように、伝統工芸士になっていただいた方も含めて、県としてはそういった方と一緒に積極的にPRをしていきたいと思っております。

〔26番 野口 正義員登壇〕

○26番（野口 正） もうこれで終わりますし意見として言いますけど、もう基本的に販路拡大しかないんですわ。やっぱり経営をよくしやなあかんというのは裏があるんです。

だけど、皆さん個人的になっているんでどうしても自分だけではできない。そこら辺はさっき言ったように、やっぱり県なり、また、市町も含むんですけど、そこらが何らかの、これはさっき言った観光もそうですけど、水道も

含めてそうなんですけど、みんな県をかぶりするわけではないんですけど、やっぱり宣伝をしていかないといけない。物はいいんだからというだけではもう今は駄目な部分があるので、ぜひそれをこれからお願いしたいと思いますので、よろしく願い申し上げまして、この件は終わらせていただきます。よろしく願います。

続きまして、時間的にまた君が代ができないか分かりませんが、不登校についてお聞きいたします。

不登校は、各学校、市町教育委員会で対応されていますが、県教育委員会としても高校生の対応の大事な案件であると思っております。不登校問題は将来的なひきこもりへ発展していくこともありますので、また新しい問題が生じてくるかと思えます。不登校生の現状と支援内容について、まずお聞きしたいと思います。

2022年3月28日に、長野県長野市の学校法人豊野学園豊野高等専修学校、これは高校と協力して高校卒業資格をいただけるところなんですけど、そこへ視察をさせていただきまして、不登校生を受け入れる体制及び状況を調査いたしました。生徒から、受け入れる学校がある、仲間がいるということで、学校へ行きたくないと聞かせていただきました。安心感だと思うんですけど。

三重県は夜間学校等いろいろ努力していただいていますけど、夜間学校、通信制学校を含め、自立を支援する高校をつくることは必要ではないかと思っております。県外の通信制高校に通学するには、サポート校を含め費用がかかります。昼間の不登校生に対応した高校が必要ではないかと思っております。

高校無償化が言われるとき、県立高校へ登校を望み、学び直す全日制の高校を望む生徒、保護者の方からの意見も聞いております。確かに三重県として不登校生を受け入れる対応をしていただいていることは重々把握していますが、そういう中でいろんな高校が必要ではないかと考えております。高校を統廃合することも必要でありますけど、不登校生問題についてどのように対応しているかをお聞きいたします。

[福永和伸教育長登壇]

○教育長（福永和伸） それでは、答弁させていただきます。

まず、不登校の支援内容ですけれども、県立高等学校における不登校の状況にある生徒に対して、まずはスクールカウンセラーの全校配置、それからスクールソーシャルワーカーを28校に配置して、配置していない学校には派遣しているんですけれども、それを行っています。そして、この配置は年々拡充をしています。

それから、1人1台端末を今、持っていますので、それを使いまして不登校の子に遠隔授業をしているという取組もしています。

さらに、高校世代の不登校の子が校外へ通うことのできる県立の教育支援センターを運営しています。

このほか、フリースクール利用料の支援を行ったり、それからレジリエンス力を育む教育プログラムの実践などの取組を行っています。

御質問のありました不登校の生徒が通いやすい高校をつくることについて答弁させていただきますと、まず他県の事例を少し申し上げますが、全日制、定時制、通信制の三つの課程を併設し、それぞれの課程を柔軟に行き来して学べる高校を開設した例があるなど、今、新しい学びの形の模索が始まっています。今年度から公立高校として全国で初めて不登校の生徒の実態に配慮した特別な教育課程を編成することができる学びの多様化学校を全日制課程に設置した例もありまして、その経過を注視していく必要があると考えています。

近年、県内におきましても不登校生徒の数が増加する中、通信制課程の高校に進学する生徒の数が増加しておりまして、その半数以上が不登校経験者という調査結果もございます。こうした状況を踏まえて、通信制課程を含めた高校の在り方、さらには新たな高校の形についても検討していく必要があると考えています。

他県の先行事例も参考にしながら、全日制課程、定時制課程、通信制課程を問わず、不登校の生徒をはじめ、誰もが安心して学べる環境の整備に引き

続き力を尽くしてまいります。

[26番 野口 正議員登壇]

○26番（野口 正） ありがとうございます。

新しい学び、やっぱりちょっとこれからいろんな教育体制、いろんな生徒、いろんな外国の方も入ってきますし、いろんな学びのあれがあると思うんです。そこら辺をやっていく上で、今までの考えではもういかなくなってくるのかなという思いはしております。そこら辺を考えていくと、やっぱりいろんな不登校の方が入りやすい、入りやすいと言ったらあれですが、ただそこに問題があると思います。失礼な言い方ですけど、不登校生徒ばっかの学校をつくるのかと言ったら、これまた問題が生じてきますし、当然、ほかの生徒さんらの関係もあります。

だから、そこら辺も含めていくと、やっぱりどういようなのがいいのかというのは、これはいろいろこれからの勉強にもなるし、いろんな経験から生じてくると思うんですけど、やっぱりそこら辺をやっていただかないとあかんと思いますので、ぜひそれをお願いしたい。

先ほど出ました統廃合をさせていただいていますが、中でもやっぱりそういう方々のいろんなやつの条件、新しい学びのやつをやれば、それはそれなりに対応できるんじゃないかと思っておりますので、もう時間もちょっとありませんので、これで終わらせていただきますが、不登校生の問題というのは、さっき言ったように、ひきこもりとかいろんな問題が出て、それで数がどんどん増えていますんで、これから教育委員会には、ほかの問題もあると思うんですけど、そういういろんな心配があると思いますが、ぜひよろしく願いを申し上げたいと思います。

これで一応終わらせてもらって、同じ教育委員会でもう時間がないんで、あと君が代です。

君が代については、私は最近、本当にうれしいなと思ったことがあります。本当に小学校、中学校で結構歌われとるんですよ。子どもたちが一生懸命それなりの声を出して。中学校、高校は無理ですけど。だけど、そこら辺

も含めて常に皆さんに教えていかないと、国の誇りですし、否定するべきものじゃないし、世界中どこ探しても平和な君が代って、本当にフランスでも中国でもベトナムでもどこでもみんなそうなんですけど、殺せ、血を見ろ、そういう国歌ばかりなんですよ。日本だけ平和な感じになっていますんで、ぜひそこら辺も含めて、このいいところの意味をお教えいただいて、昔、戦争に関わったとかいろんなあれもあるか分かりませんが、それはそれとしてやっぱり国として私たちの誇りだと思しますので、よろしく願いを申し上げまして、もう時間も来ましたのでこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（森野真治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（森野真治） 県政に対する質問を継続いたします。30番 小林正人議員。

〔30番 小林正人議員登壇・拍手〕

○30番（小林正人） 自民党県議団、鈴鹿市選挙区選出の小林正人でございます。

それでは、通告に従いまして、早速、質問に入らせていただきたいと思います。

まず、1点目でございますが、南海トラフ地震対策についてお聞きしたい

と思います。とりわけ、1点目は被害想定についてお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

既に御承知のように、本年3月末、最大クラスのマグニチュード9級の南海トラフ地震について、政府の中央防災会議の作業部会が13年ぶりに被害想定の見直しを公表しました。中身につきましては、津波は11ケース別に到達時間や浸水面積を公表、また、東海地方が大きく被災するケースの津波が冬の深夜に襲った場合、事実上の被害想定最大のケースでは、浸水域は前回想定と比較すると8万7380ヘクタールから11万5150ヘクタールに、死者数は約32.3万人から約29.8万人に、全壊焼失棟数は約238.6万棟から約235万棟に、経済被害としては237兆円から292兆円に、加えて今回の想定では、災害関連死が追加され約5.2万人と算出されました。大きくくくりますと、想定死者数は減少したものの、浸水地域が約3割拡大し、経済被害として約60兆円増大したというものでした。

県内においても、とりわけ想定死者数においてですが、前回の想定と比較しますと、津波による死者数は約3万2000人から約1万9000人に、建物倒壊による死者数は約9800人から約9000人に、全体として約4万3000人から約2万9000人と大幅に減少いたしました。

また、津波到達時間は、県内全域で前回よりもほとんど短縮、津波高においては熊野で1メートル高く18メートルに、浸水地域はほぼ全域で拡大となりました。

これらの要因としては、人口減や建物の耐震化や津波避難タワーの建設が進んだためと分析されております。

そこで、まず1点目、お聞きしたいと思います。県が2014年に公表した被害想定では最大死者数約5万3000人、今回、国が予測するのは約2万9000人、この大きな乖離の捉え方、また耐震化等が進んだとありますが、あくまで机上値で、まだまだ低調であると個人的には思いますし、とりわけ県南部においては特に進みが遅い、このようなことも含めて今回の想定で死者数の部分だけを見れば、ある意味県民の方々の油断につながるのではと思いますが、

知事の御所見をお伺いいたします。

2点目は、今回の国の被害想定を踏まえて、県も被害想定の見直しを行い、次年度、2026年3月に公表するとありましたが、まずはスピード感の問題、また今回、各基礎自治体でも当然見直しをそれぞれされると思いますが、広域での想定を、いわゆる有事の際にきちっとした連携を取るためには統一したものが需要だと思いますが、市町との連携について、この辺りをどのように考えておられるのかお聞きいたします。よろしくお願いたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 私が国で担当していました安全保障もそうなんですけど、危機管理もそうで、想定脅威というのが一番大事でありまして、やみくもにKPIはこれでいくんだと、日本一になるんだって全然意味ないんです。どのぐらいの脅威があって、それに対してどのぐらいのアセットの設備、それから人員を用いて対応していくのかというのが大事でありますので、南海トラフ地震も同じであります。みんなで頑張りましょうと言っても全く意味がないので、どういうふうなもの、設備を備えていかなきゃいけないのか。アプリも含めてですね。そのためには、どのぐらいの規模の災害が襲ってくるのかというのは想定しないとかんということでありまして、国が3月31日に南海トラフ地震の被害想定を組み替えしました。発表したのは議員がおっしゃったとおりであります。

今日、政府の発言として出ておりまして、これは正しいかどうか分かりませんが、3月31日に発表した国全体の死者数約29万8000人を10年間かけて8割減にしていくという、ニュースは一部出ていますけど、新聞にはまだ、明日ですかね、出るんじゃないかと思えますけど、ということを行っています。これは数字を置いて、それに対してどのように、災害関連死も含めて少なくしていくことだと思いますので、これは取組を政府もしっかりやりますし、我々もやっていかないかんということです。

これが減った原因は、議員がおっしゃったように、住宅の耐震化が進んだり、それから人口が減ったりということ、さらには津波避難施設の整備が進

んだということでもありますので、いいところもありますけど、人口が減ったから被害者が減るのは当たり前で、別にその対応を緩めていいことにはならないということで、議員御指摘のように、油断をしてはいけない、気持ちが緩んではいかんというのはおっしゃるとおりであります。

国の想定と、それから県の想定は、これは前回も違っておりまして、国は平成25年に想定死者数を三重県は約4.3万人と出しています。県は、平成26年に想定死者数約5.3万人と出しています。約1万人の差があるんですけど、これは算定の仕方が違いまして、国はもうマクロで大体人口はこのぐらいなのでというので数式で出してきました。県は積み上げで出してきました。市町がどのぐらい被害があるか想定しているのを、積み上げて計算しているということで、これはどちらかという県のほうが大きくなるんです。被害は。私は、その大きい被害に対してどう対応していくかというのをやらんといかんかなというふうには思っております。

今、県では、検討会議を設けまして議論しているところでございます。私が内閣府海洋本部の事務局に勤務していたときに、そこの日本に10人おられる参与の1人として参加をしていただいた今村先生、東北大学の先生ですが、そのときの人脈でというか、声をかけて、ぜひ三重県の検討会議にも参加してくださいということで、参加していただきまして、こういった方々にも議論していただいております。やっぱり精緻な議論も必要でありますので、若干時間がかかっていまして、今年度末に公表する予定で今、一生懸命検討しているところであります。

先ほど申し上げた津波避難タワーですね。私、知事になりまして、そのときまだ18個できていなかったんですけど、これは補助制度も設けましてタワーの設置を加速するというをやらせていただきました。自治体の皆さんによく応えていただいた結果、残りあとまだ未確定、検討中のものが四つということになりまして、14はもうめどができたか、あるいはもうめどがついているということでありまして、こういったことはどんどん進めていかないといけないというふうに思っています。

加えて、防災対策には終わりが無いので、いつもやり続けなきゃいけないんですけど、例えば、去年の11月には東海地方初の防災アプリというのを三重県で立ち上げましたし、それから去年の12月8日には、志摩と鳥羽でヘリコプター4機を使った実践的な訓練もやらせていただきました。

さらに、今年度はいのちを守る防災・減災総合補助金というのもつくりまして、特に災害関連死で失われる命を何とか少なくしようということで、避難所の充実、スフィア基準などを導入できるようなものをつくっていきたいというふうに考えて、この制度を導入させていただいているところです。

今まで聞いていただいてお分かりのように、県だけでは何もできませんのですわ。やっぱり市あるいは町が実質的にやっていたのかなきゃいけないんですが、県としてはこういういい取組がありますよとベストプラクティスをお示しすると、それから市町だけではできないときに、後押しする、支援する、こういったことが必要かなと思っておりまして、南海トラフ地震への対応をとどまることなく進化させることを念頭に、しっかりとやっていきたいと考えております。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。

知事の答弁、大変よく理解させていただきました。確かに知事就任以来、津波避難タワーの件、着実に進んでおりますし、それであってもやっぱり、先ほどもおっしゃられましたけれども、防災対策に終わりが無いということは事実だと思うんで、今後もそれで進めていただきたいと思いますし、県民の方々が危機感を忘れることのないように、今後しっかり取り組んでいただくことを期待したいと思います。

それから、県独自の被害想定ですけれども、これも先ほど知事から御答弁をいただきました広域防災の観点とかそういったところからも、より市町と連携を取っていただいて、スピード感を持って作成していただくことを期待いたします。

次に、個別避難計画について質問させていただきたいと思います。

この計画は、障がいのある人や高齢者など、支援が必要な人を対象に本人の連絡先や支援者の連絡先、避難場所等を盛り込んだもので、作成は市町の努力義務となっております。基本的には市町が中心で行うことも分かりませんが、このような個性が高い計画をどこが主体となり、どのように作成していくのか、医療や福祉だけでなく、防災や地域の知識も必要になるため、容易に取りかかれないのが現状で、全国的な問題となっております。

例えば、日常的に医療行為を必要とする医療的ケア児、自ら動くことが難しい子や電源がなければ命に関わる子など、このような子どもを災害から守るためには、個別避難計画の作成を100%浸透させることが非常に重要なことだと考えます。

このことについて県はどのように関わりを持たれていくのか、支援していただけるのか、お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔田中誠徳防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（田中誠徳） 個別避難計画の作成に係る県の支援についてお答えいたします。

先ほど議員がおっしゃられたとおり、個別避難計画は高齢者や障がい者の方など、自ら避難することが困難な避難行動要支援者が、周囲の方々の支援を得ながら避難を行うために、氏名や住所、支援を実施する方、避難先などを明記した計画を要支援者ごとに作成するものでございます。

計画の対象となる避難行動要支援者の名簿作成につきましては、平成25年の災害対策基本法の改正によりまして、市町村に義務づけられ、また先ほどのお話にもありまして、令和3年の法改正では、個別避難計画の作成が市町村の努力義務として位置づけられました。

計画は、要支援者の心身の状況や居住地域の災害リスク、また、避難時に支援を実施する方の状況などによりまして内容が異なります。また、防災担当部局だけでなく、要支援者に関わる医療・福祉の担当部局と連携した取組が当然必要となってまいります。

このように、県内市町が抱える課題も様々でございまして、全国的に作成

が進んでいない状況でございます。

県では、市町の計画作成が円滑に進むよう、市町の医療・福祉の各担当者が会議に出席して協力を求めますとともに、個別に市町を訪問し、担当者としてしっかり意見交換を行って、作成に当たっての課題を聞き取りながら、その内容に応じて国が行う専門家派遣制度の紹介といった支援を行っているところです。

また、市町が要支援者の多様な状況に合わせて作成できるよう、県内外の取組事例を収集し、市町と共有しているところです。

さらに、計画は要支援者を支援する団体の協力を得て作成することも可能でございますことから、三重県介護支援専門員協会や三重県訪問看護ステーション協議会を訪問しまして、計画作成の協力を依頼するとともに、市町が計画作成を委託する場合には、必要な経費に対して県単独の補助金による支援を行っているところでございます。

こうした取組によりまして、県内市町の着手状況でございますけれども、令和4年1月現在では、11市町でございましたけれども、現在は、全市町において個別避難計画の策定に着手しているところでございます。

個別避難計画の実効性を確保するためには、日頃から要支援者の支援を行っている方や自主防災組織への協力を得るなど、関係者と議論を重ねながら作成する必要がございます。

市町の個別避難計画策定に向けた取組が加速するように、県も課題解決に積極的に協力いたしまして、市町の実情に応じたきめ細かな支援を行ってまいりたいと考えております。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） 防災対策部長、デビュー初答弁、完璧でありました。ありがとうございます。大変難しい問題だと思いますが、この問題もそれぞれに個別避難計画があれば、災害時に命を守る重要なカードになると思いますので、ぜひ先ほど御答弁されたとおりに取り組んでいただけることを期待いたします。

最後に、南海トラフ地震臨時情報について聞かせていただきたいと思いません。

昨年の8月8日19時15分、当該情報の運用開始以来、初めて臨時情報が発表されました。このことにより、県内でもイベント等の中止、延期、交通事業者における一部区間での運行取りやめ、また宿泊施設等からは施設の立地状況、防災対策に関する問合せ、キャンセルの対応等に追われたなど、かなりの損失につながったと聞きます。

また、その状況判断も各事業所によって異なり、住民や観光客にも大きな混乱を与えてしまったとも聞きます。

そこでお聞きいたしますが、今後、このようなときに、各事業所が住民や観光客の混乱を招かないよう、業種に応じて統一的な指針やガイドラインが必要ではと考えますが、今現在の取組はどうか。

次に、避難所開設においてです。現在の国のガイドラインでは、臨時情報、いわゆる巨大地震警戒が発表された場合、後発地震発生時に津波から避難が間に合わない地域として市町があらかじめ指定する地域では、1週間を基本として事前避難を行うこととなっておりますが、臨時情報の巨大地震注意の発表では、事前避難を求めているという現状であります。

しかし、今回発表された臨時情報では、巨大地震注意であっても全国的にですが、一部市町では避難所を開設されたところもあり、住民が自主的に避難を行った地域もあると聞きます。

問題なのは、こういうケースにおいては災害救助法の適用の対象にならないということであります。対象にならないければ、御承知のように、応急仮設住宅の設置や物資の供給、医療や助産対応等が行われないということであります。このことに対する県の御所見をお伺いいたします。よろしく願います。

〔田中誠徳防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（田中誠徳） 南海トラフ地震臨時情報発表時における課題についてお答え申し上げます。

南海トラフ地震臨時情報発表の際には、同じ業種であっても事業者によって異なった対応が取られたことにより、住民や観光客に混乱が生じました。このため、臨時情報発表に伴う対応につきまして、県内市町やライフライン機関と意見交換を行ったところ、臨時情報発表時取るべき具体的な防災対応のイメージが分かりにくいといったことや、住民や事業者への情報周知が不足しているといった課題が明らかになりました。

また、みえ県民1万人アンケートにおきまして、南海トラフ地震臨時情報についてのどの程度知っているのかということを確認したところ、名称を知っているが具体的な内容は知らない、知らない・聞いたことがないが、合わせて74.1%となりました。

このため、事業者や県民がより適切に行動できるよう、県ホームページの南海トラフ地震臨時情報のページに、日頃からの地震への備えの再確認などの取るべき対応を追加いたしました。

また、令和6年11月と令和7年4月に、国に対しまして、業種に応じた全国統一的な指針やガイドラインの策定と、臨時情報の種類に関わらず市町村が自主避難のための避難所を開設した場合には、災害救助法の適用の対象となるように要望を行ったところでございます。

国は、令和6年12月に、南海トラフ地震臨時情報発表を受けての防災対応に関する検証と改善方策というものを取りまとめました。この中で、平時からの臨時情報の周知・広報の強化や臨時情報発表時における呼びかけの充実、業種別の防災対応などの基本的な考え方について、今後ガイドラインに盛り込むことが示されたところでございます。

事業者や県民の皆さんが臨時情報発表時に適切な行動ができるよう、ガイドラインが早期に示されるべく引き続き国に働きかけますとともに、ガイドラインを踏まえまして、より分かりやすい情報発信に取り組むなど必要な対応を講じてまいりたいと考えております。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。

国のほうにも働きかけていただいているということなので、引き続きよろしくお願いたします。

所感を少し述べさせていただこうと思いましたが、既に20分以上経過していますので割愛させていただいて、次の質問に入らせていただきたいと思います。

二つ目の訪問看護の重要性についてお聞きしたいと思います。

御承知のように、2025年、団塊の世代の方が75歳以上の後期高齢者となられ、日本は超高齢化社会に突入いたしました。このことは国民の5人に1人が75歳以上となられ、言い換えれば、何らかの原因で医療や介護のお世話になる方の数も増大したと言っても過言ではないと思います。

三重県では、令和5年10月現在で総人口約173万人、このうち65歳以上の方は約53万人で、高齢化率は30.6%。この中でも要介護、要支援認定者数は約10万人おられ、65歳以上の方の中でも5人に1人が何らかの医療・介護の支援が必要という状況であります。

このような中、昨今、医療介護の現場において非常に需要が高くなってきているのが訪問看護であります。病気や障がいがあっても住み慣れた家で暮らしたい、人生の最後を自宅で迎えたいと望まれる方が増加傾向にある中、家族だけで介護や医療的ケアができるだろうか、独り暮らしだけど大丈夫だろうかと不安に思われる方がたくさんおられます。訪問看護は、そういったことに一番具体的に対応できる手段であり、子どもから高齢者まで全ての年齢の方に関係職種と連携協力し必要な支援が行えることから、これからの時代に最も重要かつ必要なものであります。そして、この訪問看護を充実させるためには、訪問看護ステーションの数、質の向上、事業者間の連携をきちんと確立させることが重要であります。

ちなみに、訪問看護ステーションとは、保健師または看護師が管理者となって運営する事業所で、看護師、准看護師、保健師、助産師などがおられます。また、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問看護師に代わってリハビリテーションを行っているところもあります。また、利用者の主治医

の所属機関を問わず、訪問看護指示書の交付によってサービスを提供する、地域に開かれた独立した事業所であり、介護保険や医療保険も適用されます。現在、全国には約1万3000か所あり、三重県では令和6年度の最新値で234か所、この数は令和元年度の時と比べると約2倍に増えており、相談件数も比例して令和2年では200件だったものが令和5年では562件と倍増、さらなる増加が見込まれます。

このようなことから、今後、訪問看護を充実させるためには、訪問看護ステーション、各事業所の質の向上、住民へのサービスを保証するために、人材不足対策等をはじめとする各事業の拡大、安定運営のための昨今のガソリンや物価高騰に対する財政支援等が必要であると考えますが、当局の御所見をお聞かせください。よろしく申し上げます。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） 訪問看護ステーションにつきましては、先ほど議員からも御紹介がありましたように、要介護認定を受ける高齢者が、今も75歳以上の高齢者の方が多いという御指摘をいただきましたけど、今後もさらに増える見込みとなっております。そうしますと、今後さらに増加することに伴いまして、議員からも御紹介のありましたように、在宅医療と介護サービスを共に必要とする高齢者の増加も見込まれているところでございます。

そのために、高齢者の方の在宅での生活を支える訪問看護ステーションが非常に重要な役割を果たすことになりまして、数、質の向上、連携、それぞれ大事なんですけど、特に質の向上に向けた人材育成が必要と考えております。

また、御指摘のように、今、物価高騰等の影響により非常に経営環境が厳しい状況でございます。

そうした中で、まず人材育成でございますが、訪問看護職員の人材育成を図るために、三重県看護協会に委託しまして訪問看護職員が医療機関や先進的な訪問看護ステーション等で、高度な医療処置や看護ケアに関する知識・

技術を身につけるための研修等を実施しております。また、新任の訪問看護職員の育成体制を確保するために、指導者への人件費の支援というものをやっておるところでございます。

一方で、厳しい経営環境がございますので、国に対しまして、介護事業者に対する財政的な支援策を講じるよう働きかけるとともに、報酬の臨時改定についても全国知事会を通じて要望しているところでございます。

また、訪問看護ステーションにつきましては、看護職員が介護報酬の処遇改善加算の対象にならないといった課題もあることから、制度改正を国に呼びかけております。

それから、喫緊の物価高騰については、令和6年度補正予算で物価高騰対策支援補助金の予算を認めていただきましたけれども、現在、交付事務を速やかに行っているところでございまして、令和7年度も引き続き物価高騰が続いておりますので、国に対策を働きかけておるところでございます。

また、訪問看護ステーションは小規模な事業所も多く、運営上の課題が発生した場合に、事業所内での解決が困難というような場合もありますので、その相談の場として三重県訪問看護ステーション協議会に委託しまして、訪問看護総合支援センターも設置しているところでありまして、このような取組を通じて訪問看護の質の向上対策に取り組んでまいりたいと考えております。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。

いろいろなことに取り組んでいただいておりますことがよく分かりました。今後もこのような事業者が安定的に運営できるよう、これがすなわち住民が質の高いサービスを受けられることに直結しますので、積極的に取り組んでいただければと期待いたします。

もう一つ、介護保険制度の地域密着型サービスの一つに看護小規模多機能型居宅介護というのがあります。このサービスは、要介護者に訪問介護、訪問看護、通所介護、または宿泊サービスといった四つのサービスを要介護者

の状態の変化を見ながら看護判断し、適宜サービスを調整して生活を支える大変有効なものですが、現在、県下にはこのサービスを提供できる事業所は16事業所しかなく、かつ様々な問題を抱えているそうであります。県のこのサービスに係る認識と、これらの事業所に対する支援等、どうお考えになっているのかお聞きいたします。よろしくをお願いします。

○医療保健部長（松浦元哉） 看護小規模多機能型居宅介護につきましては、議員がおっしゃられたように、現在、令和7年4月1日現在で県内に16事業所が指定されております。

看多機と呼んでおりますが、この看護小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、訪問看護、それから訪問介護、デイサービス、ショートステイを複合的に提供しているサービス事業者であることから、利用者にとって職員との信頼関係を築きやすいというようなメリットがございます。今後さらなる整備が必要であると県としても考えておるところでございます。

県の支援としましては、これまでも事業所の整備を行う市町に補助を出してきておりました。本年度の予算にも、その増設に係る予算を計上しております、今後も引き続き事業所の整備を促進してまいりたいと考えております。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。

引き続き、取組を続けていただきますよう、それと数の問題ですけれども、現在16事業所しかないということなんで、これもできるだけ増やしていただける方向に取り組んでいただきたいなど、そんなふうに思ってこちらの質問を終わらせていただきたいと思います。

それでは、三つ目の質問に入らさせていただきますと思います。障がい福祉サービスにおける管理者等の人材確保及び育休等による減算対策についてお聞きしたいと思います。

近年、障がい者サービスを担う事業所において、サービス管理責任者、いわゆるサビ管や児童発達支援管理責任者、児発管に加え、指導員、児童指導

員、保育士等の人材不足が深刻化しております。特にサビ管、児発管に関しては、妊娠・出産・育児等による一時的な休職時の代替配置が非常に困難であり、やむを得ず報酬の減算対象となるケースも少なくありません。

一方、現場職員の不足は日々の支援体制の不安定化を招き、サービスの質の維持すら危ぶまれる状況にあります。

これらは事業者の責任ではなく、制度的な支援や育成体制、地域間の支援格差に起因するものと考えられます。こうした事情を踏まえ幾つかお聞きしたいと思います。

まず一つ目ですが、県は障がい福祉サービスにおけるサビ管、児発管及び現場職員の人材配置の現状課題と今後の見通しについて、どのような認識をお持ちか。

二つ目として、育児や急な離職によりサビ管、児発管が不在となる場合の現行制度運用の在り方、また三重県独自の対応、国への制度改善の働きかけなどをどのように考えておられるのか。

三つ目には、サビ管、児発管の養成研修の機会確保と受講環境についてです。研修機会を逃さないための開催回数、受講時間の分散、地域開催など養成研修の整備と支援の拡充が必要だと思いますが、県の具体的な方針はどうか。

最後に人材不足によってやむを得ず閉鎖や事業の縮小、休止を余儀なくされた事業所等多々あるようですが、そのような現状を分析、把握されておられるのか。されているのであれば、今後どのように対応、支援を考えておられるのか。

以上4点、よろしく願いいたします。

〔竹内康雄子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（竹内康雄） それでは、4点御質問いただいたかと考えております。お答えさせていただきます。

一つ目、サービス管理責任者等の配置の現状と今後の見通しということでございます。サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者は、障害福祉

サービス事業所や障がい児通所支援事業所等において、個別支援計画の作成や、サービスの質の管理などの専門的な業務を行っていただいている職種でございます。

管理責任者は、障害福祉サービス事業所の人員基準等を定める条例等によりまして、入所・通所・就労等の障害福祉サービス事業所において配置が必須となっております。令和7年5月末現在ですが、県内事業所に約1270名の管理責任者が配置されております。

障害福祉サービス事業所は、近年増加傾向にございまして、今後も管理責任者の需要は高まるものと考えられることから、引き続き人材の確保に取り組んでいく必要があるというふうと考えております。

それから、二つ目としまして、サービス管理責任者に、育児、介護等によって欠員が生じた場合に、報酬が減算されることについての対応ということも御質問いただいたかと思えます。退職や病気休職などのやむを得ない事由によりましてサービス管理者が不在となった事業所については、国において特例措置が定められております。

具体的には、保有する資格や研修の受講実績に応じて、一定の実務経験を有する者を管理責任者とみなすというものでございまして、管理責任者を欠いた日から1年間、配置が可能となっております。

本県におきましても、管理責任者が急に退職した事業所などで、この特例を適用しているところでございます。

一方で、特例措置が適用されない場合、おっしゃっていただきましたが、報酬の減算が行われ、管理者が不在となった月の2か月後から5か月後までは報酬額が7割、それ以降は報酬額が5割となり、本県においても年間に数件ほどございます。

このような事態が生じないよう、引き続き、事業所に対しましてサービス管理責任者の制度等について周知を図るとともに、国に対しまして、本制度における事業所の現状や現場の声などを届けてまいりたいというふう考えております。

それから次に、3点目としまして、サービス管理責任者等を養成するための研修機会の確保を御質問いただいたかと思ます。サービス管理責任者等になるためには、段階的に、県が実施する相談支援従事者初任者研修、それからサービス管理責任者等基礎研修、それから実践研修を受講していただく必要がございます。

県としましては、サービス管理責任者が施設利用者の特性に合った支援計画を立てるという役割を果たせるよう、質の高い研修内容とするため、県内事業所の経験豊富なサービス管理責任者等に講師を務めていただくとともに、研修の企画段階から運営に参画いただいております。

また、基礎研修と実践研修においては、対面を基本としたグループワークでの演習に力を入れておまして、受講者相互の情報共有の場としても活用いただいているところでございます。

こうした研修につきましては、これまでも開催会場や受講定員の見直し等を行ってきておまして、基礎研修・実践研修の演習については、現在、四日市市、津市、伊勢市の3会場にて、合わせて300名の定員で開催しております。

県としましては、引き続き、受講者数等の状況を踏まえ、希望される方が円滑に受講できるよう、定員の見直しや研修日程の調整などを行いながら、管理責任者等の人材育成を図ってまいりたいというふうに考えております。

それからもう1点、人材不足による事業所の縮小、休止についても御質問いただいたかと思ます。事業所の休止につきましては、6年に1度の事業所の指定更新時に、管理責任者の資格要件の不足が判明するケースにおきまして、ごくまれにそういった事例がございます。

この場合、指定要件が満たされるまで事業所は休止となり、利用者は当面の間、その他の事業所を利用せざるを得ないことから、こういった場合には県としまして市町等の関係機関と連携して調整を図っているところでございます。

管理責任者は、個別支援計画の作成やサービスの質の管理など重要な役割

を担っておりまして、障害福祉サービスを提供する上で不可欠な人材となつてございます。

このため、事業所が計画的に確保・育成を図れるよう、事業所の責任者が出席する会議の場などにおいて、管理責任者の資格取得の要件や、取得に向けた具体的なスケジュールなどを説明しているところでございます。

引き続き、様々な機会を捉えまして事業所に周知するとともに、事業所からの相談に対しましては、きめ細かに対応しながら、必要に応じて助言等を行ってまいりたいというふうに考えております。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） 御答弁ありがとうございました。

一つ目と二つ目の問いに対しては分かりましたが、二つ目の、減算の対象になるという国の特例の適用ができないといった場合のところをフォローできるような、何か県独自の考え方というのをこれから構築していただければなというふうに思います。

それから、三つ目の研修等の問題ですけれども、現在、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の研修機会ですが、年1回、時期的には4月から5月で、定員が300名での実施に限られておるというふうに聞いています。その受講時期を逃すと、次年度まで機会が得られない状況であり、受講希望者が制度上、取り残される構造となっております。当然、受講されるのは人ですから、そのときに受講できない、何が起るかというのは分かりません。現にそのような不具合事例も、事業所の方に聞くと多々起こっておるようでございます。

こんなことから提案なんですけれども、例えば県内において最低年4回ぐらいこういった研修の開催が望ましいと考えますが、御所見をお伺いしたいと思います。

○子ども・福祉部長（竹内康雄） サービス管理責任者の需要は今後高まるものと考えられますので、おっしゃっていただきましたように、人材確保に向けて研修機会の拡充に取り組んでいく必要があるというふうに考えており

ます。

年4回という御提案をいただきましたので、それも含めまして検討させていただきたいというふうに考えておりますけど、この研修につきまして、県が指定した民間事業者等においても実施が可能というようなことも制度としてございますので、県が実施する研修に加えまして、指定の事業所による研修の実施についても検討していきたいというふうに今、考えておりますので、御提案も含めて検討してまいります。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。よろしくお願いたします。

それでは、次の質問に入らせていただきたいと思います。再生可能エネルギー、とりわけ風力発電についてお聞きしたいと思います。

我が国のエネルギー政策は、経済産業省が策定するエネルギー基本計画に基づき方向性が定められ、約3年から4年ごとに改定され、長期的なエネルギー供給の在り方や環境対策の指針を示すものであります。その基本としては、一つ、原子力発電の安全対策の強化や老朽化した火力発電設備の管理、二つ、輸入依存度を下げ、安定供給を確保するための多様なエネルギー源の確保、三つ目、電気料金の安定化や再生可能エネルギーのコスト低減、四つ目、再生可能エネルギーの拡大に加え、CO₂排出削減技術の推進、いわゆる安全性、エネルギー安全保障、経済効率性、環境適合性の原則に基づいたもので、最近では、2024年12月に第7次エネルギー基本計画が公表され、2040年度の電源構成の見直し等について、その内容が示されました。

この内容を少し触れさせていただこうと思ったんですけども、時間がちょっと足りなさそうなので割愛させていただきまして、再生可能エネルギーの中でも、今は太陽光、これがもう主力なんですけど、第7次エネルギー基本計画における伸び率というか、それにおいては、風力が現在の数値から約8倍の伸びというのが言われております。そういったところから、今後、この風力発電というのが、洋上、陸上を問わず電源構成の主力を担ってくる、そんな可能性が大いにかがえます。

そこで、これまでこの風力発電の推進については知事もいろんな場でお話をされたと思いますが、最近あまり聞かなくなったので若干トーンが、というような思いがするんですけれども、改めて知事のこの洋上、陸上問わず、風力発電に対する御所見をお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 風力発電、特に洋上風力発電の必要性について、最近ちょっと声が小っちゃなったということですが、気持ちは全くそんなことはございませんので。これは三重県にとって、特に県南部にとって生命線、言葉を変えるとクルーシアルな産業になってくると思っています。これは特に重要な産業という意味です。

まず、再生可能エネルギーの必要性、議員は割愛されましたけど、電源構成の中でどんなふうに伸びているかということです。外国の事例を申し上げます。

ドイツは2015年に水力発電を含んだ再エネが31%でした。これが2022年、43.8%に伸びています。

そして、イギリスは同じく2015年に26.3%、これも水力を含んでいますけど、それが2022年に42%に伸びています。

中国も今、物すごい勢いで洋上風力発電設備を造っております。

欧州、中国を参考にせないかんというわけではないんですが、議員御指摘のように、今、日本の電源構成は水力を含んで21.7%が再生可能エネルギーです。うち風力が0.9%、太陽光が9.2%で、太陽光が再生可能エネルギーのメインというのは議員御指摘のとおりであります。これが2040年には再エネが40%から50%となるとの見通しを国は示しております。もう再エネがメインの電源になってくるということです。これが今後の伸びのお話です。

2点目は産業としての将来性についてのお話を申し上げます。

太陽光については、残念ながら日照に左右されるということ、それから設備の廃棄の問題、今、法律で手当てはしているんですけれども、なかなか簡単ではないと。したがって、午前中の平畑議員の御質問にあったペロブスカ

イト太陽電池、これは三重県出身の人が開発に携わっておられますけど、これが出てくるまでの間、なかなか伸びしろというのはそんなに大きくないだろうと思っています。

また、陸上風力発電、これは環境の問題もありまして、なかなかこれから展開していくのは難しいだろうと思います。

洋上風力発電は、まだこれから伸びていくと思います。今、着床式ではありますけれども、三重県で着床式でできるかどうかという議論があつて、浮体式の研究も今どんどん進んでおります。

洋上風力発電の産業としての将来性を申し上げると、これは部品の点数が物すごく多くて、裾野の広い産業であります。また、メンテナンスなどの関連産業、これも発達する、伸びる話でありまして、例えば長崎県の対馬、私も浮体式の洋上風力発電を見に行きましたけど、そこでは現地の建設産業の方が一部業態を変更されて業績を伸ばしておられるんですけど、メンテナンスのほうに進出されて収入を得ておられるということもございます。

また、電力というのは送電ロスが出てきます。基本的にやっぱり地産地消ということになってくるんですけども、逆に洋上風力発電が発達するところに、例えばデータセンターみたいなものと呼ばうじゃないかというお話もありまして、県南部ではこれから人口減少、今ももうそうなんですけど、物すごく大変なことになっているんで、観光とか農林水産業、これを基幹産業として人口減少対策を考えていかないかんのですけど、そのときに先ほど申し上げた理由で、洋上風力発電もクルーシャルな産業になるだろうと思っています。

したがって、私は海洋事務局というところで働いていたときに、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律という法律の担当をしていましたので、この知識も生かしながら、知事に就任して洋上風力発電、しっかりやっぺいこうということを申し上げたところで、この考え方は今も変わっていません。

ただ、洋上風力発電は課題が幾つかあります。一つは、景観の問題。台風

が起きたときにどうなるのかという問題。そして、風車からの距離ですね。これは送電コストが陸上に上げてくるときもやっぱり発生するので、どうするのかという問題がありますが、今、国全体でいろんな技術開発が進んでいるところでございます。

それを受けて、実は愛知県と秋田県はもう実験をしようということで手を挙げておられます。そして、和歌山県も情報提供で既に手を挙げているところです。三重県は愛知県と和歌山県に挟まれていますけど、まだなかなか手を挙げられていないということなんで。

ただ、難しい問題もあります。県としては、まず状況整備ですね。条件整備をきちんとやっていく、調査をしっかりやって情報提供していく、これが大事でありますので、令和4年、令和5年、風況調査をやりました。結構いい風況なんです。三重県は風が吹いているんです。なので、洋上風力発電も含めてやれるんじゃないかと。

ただ、これは部長が午前中も答弁しましたが、より深い場所でのポテンシャル調査というのを今年度やろうとしています。

大事なのは、やっぱり設置するときに市町とか関係者の御判断が必要になってくるんで、これをこれから促していく、やってもらう必要があるということです。人口も減ってくるし、産業としてこれは重要なものなんで、自分のところもやろうということでやっていただけるならいけると思います。

そうでないと、愛知県とか和歌山県にどんどん距離を離されていくというのが三重県の現状ということになると思っています。

具体化していきますと、県は事業者と自治体の皆さんとの調整をしっかりやっていくつもりでおりますので、これからは関係自治体、それから関係者の皆さんの御判断を求めていくということになろうかと思えます。

[30番 小林正人議員登壇]

○30番（小林正人） 知事のお考えがよく分かりました。ありがとうございます。

風力発電の必要性、それから課題等々まだまだ解決していかなきやならな

いということもよく分かりましたし、知事の御答弁の中で、建設業に携わっておられる方が風力発電のメンテナンスなんかには回られとるといようなこともおっしゃられましたが、実は先般、同僚の服部議長と、それから津田議員と一緒に、四日市にある一般社団法人セントラルウインドアカデミーに行ってみいました。ここでは、さきに挙げました問題に対応するため、風力発電事業に従事するための資格、安全訓練等のトレーニングが受講できます。高所である風車現場でけがをしたり、意識不明の同僚を救助するすべが欠けていた、また、火災が起きた際の消火や脱出方法などの知識も不足していた、トレーニングによってこれらのスキルを得ることは他の建設作業現場でも有用であると思いますし、さきにもお話しさせていただきましたけれども、これから8倍にも増える風力発電、これの現場の人材確保、あるいは安全性、こういったことを担保するためには非常に有効な取組であると考えますが、こういった取組で他県では補助金等の財政支援もされているところも多々あるように聞きますが、その辺りの今後についてもお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○雇用経済部長（松下功一） 風力発電施設のメンテナンス人材について御質問いただきました。

この風力発電の導入拡大ということで、先ほど議員からも御紹介がありましたが、8倍ということもありますので、今後、全国的にメンテナンス人材が不足していくということが見込まれます。

そうしたことで三重県としましても、既に陸上風力の発電導入量が一定進んでいること、それと、先ほど知事が申し上げましたように、洋上風力発電のほうにシフトしていくということになれば、さらにメンテナンス人材というのが不足していくということが考えられます。

このため、県では、「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針にも中でうたっておりますけれども、メンテナンス人材の育成ということを検討するというふうに続けております。

そのニーズを把握する中で、御紹介もありましたけれども、トレーニング

施設での訓練の受講費用が、従業員を送り出す企業から見て非常に負担が大きいというような声も聞いております。

そうしたことで、県としましては、事業者に対しまして、訓練経費の一部を助成する国の制度を御案内するとともに、国に対して人材育成への継続的な支援というのでも今までやっておりますが、これからも続けていきたいと考えております。

引き続き、事業者の声や地域の動向も踏まえまして、そうした支援の在り方について検討していきたいと思っております。

[30番 小林正人議員登壇]

○30番（小林正人） ありがとうございます。引き続きの取組に御期待をいたします。

次に入らせていただきたいと思っております。こども誰でも通園制度についてお聞きいたします。

この制度は、親が就労していなくても保育所等に子どもを預けられる新しい制度であり、対象はゼロ歳6か月から2歳の子どもの、利用時間としては1日当たり月10時間を上限、この時間は自治体によって延長可であります、現在は全国で試験的の事業が行われており、令和8年度から本格的に導入されるものであります。

いろいろ説明をさせていただこうと思ったんですけど、これもちょっと時間の関係で割愛させていただきますが、この制度について個人的に、メリットとデメリットというのがあると思っております、まずメリットとしては、子どもの社会性、あるいは視野が広がる、二つ目としては育児負担の軽減、孤独感の解消につながるとか、三つ目として保育専門家に接することができる等であると思っております。

デメリットとしては、保育士不足と負担増、保育の質の維持、それから財源の確保なんかがデメリットになるんじゃないかなと、そんなふうに思っております。

それで、具体的に来年度から始まる制度ではありますけれども、この制度

に対する県の認識と、もし有効であると思われるのであれば、このデメリットの部分、どのように解消していかれるのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

〔竹内康雄子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（竹内康雄） それでは、お答えさせていただきます。

こども誰でも通園制度につきまして、御紹介いただきましたように、今、制度の本格実施を見据えて試行的な事業として令和6年度から始まりまして、令和7年度に法律上制度化されて、各自治体の判断で実施されているというような状況でございます。

本制度の導入につきましては、子どもや保護者が家族以外の人と関わる機会となり、子どもの心身の発達や子育て中の孤立感の解消につながるなど、県としましても効果的な制度であるというふうに考えております。

令和6年度から制度を実施されています松阪市のほうにおきましても、利用した保護者から、同年代の子どもと関わる機会が増え子どもの成長を感じられたなど、肯定的な意見が多く寄せられておると聞いてございます。

一方で、御指摘もいただきました本制度の実施には、専任の保育士を配置する必要がございまして、女性就業率の上昇等に伴い保育ニーズが高まってくる中で、さらなる保育士確保に向けた取組が必要というふうに考えております。

県としましては、三重県保育士・保育所支援センターを設置し、保育士を目指す学生に対する修学資金の貸付や、資格を有しながら保育等に就労していない潜在保育士に対する就労相談を実施しております。また、保育士の離職防止に向けて、支援が必要な児童への接し方や、若手保育士の育成などについて助言や指導を行う、臨床心理士のアウトリーチ相談にも取り組んでいるところでございます。

県内の保育所等で働く保育士は、令和3年から令和6年にかけて約650人ほど増加しておりますけれども、市町からは保育士不足を懸念する声をいただいております。

このため、今年度は、潜在保育士の希望に応じた勤務先を見つけるためのサポートの強化や、臨床心理士による保育所でのアウトリーチ相談の拡充など、保育士確保に向けた取組をさらに進めていきたいというふうに考えております。

また、市町が実施しやすい通園制度となるよう、引き続き、国に対して要望していくとともに、国の動向を見ながら制度が円滑に実施されるよう必要な支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） 御答弁ありがとうございます。

私も大変有効な制度だと思いますので、引き続き、国だけに頼らず県も関わりを持って取り組んでいただきたいと思います。

一つ気になるのが財源なんですけれども、現在、国の少子化対策関連施策は、この制度だけでなく児童手当や出産育児給付金等も含まれ、総額で約3.6兆円と言われています。こういった中で、こういった制度や新しい取組をやっつけていかなあかんとなると、継続的に果たしてできるのかどうかという問題もあるんで、例えば県独自の支援とか補助とかそういうことも視野に考えていただきながら、ないほうが一番いいんですけれども、今後も取り組んでいただければなど、そんなふうに思いますのでよろしく願いいたします。

それから、最後です。鈴鹿亀山地域における県立高校の在り方についてです。専門学科についてお聞きしたいと思います。

これも県立高等学校活性化計画、ちょっと触れさせていただこうと思ったんですが、もう時間がありませんので割愛させていただきます。要は鈴鹿地区に専門科が必要なんじゃないかというようなことございまして、現在、鈴鹿地区には六つの県立高校があって、工業校や商業校はなく、専門学科においても全28学級中24が普通科であって4学級しかなくて、その内訳も家庭系が2、それで情報系が2という状況であります。今後、普通校から工業や商業への転換、あるいは新しい専門科の創設等のお考えがあるのかどうかお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

[福永和伸教育長登壇]

○教育長（福永和伸） それでは、答弁させていただきます。

高校の学科の配置を検討するに当たりましては、子どもたちに多様な学びの選択肢を提供できるよう、生徒の通学環境や県全体のバランスなどを考慮しています。

鈴鹿亀山地域において、例えば、工業学科は鈴鹿市や亀山市にはないのですが、通学が可能な四日市市や津市に配置しています。また、それらの学科の志願者数は定員の数におおむね一致しておりますし、年度によっては定員を下回る状況も見られますので、普通科からの改編も含めて、専門学校を新たに設置する予定は現在のところございません。

この判断の背景には、少子化が加速している現状もあります。鈴鹿亀山地域において、令和6年3月に2413人であった中学校卒業生数は、15年後の令和21年3月には、その約6割となる1425人になることが想定されています。

このように中学校卒業生数が減少する中であっては、高校全体の定員は減らさざるを得ません。その中で専門学科を新たに設置して、その定員を増加させることは慎重な検討が必要であると考えています。

今後、学科の配置を検討する際は、子どもたちの学びの選択肢を維持するという視点を大切にしながら、県全体の状況を見通し、適切に判断してまいります。

[30番 小林正人議員登壇]

○30番（小林正人） 教育長のおっしゃることもよく分かります。

現在、鈴鹿地区で中学校を卒業された方が1232人おられまして、そのうちで鈴鹿地区以外の県立高校に進まれる方が約892人。その中で、先ほどもちょっと触れられましたけれども、工業とか農業とかそういったところに行かれる方が約355人おられます。

通える範囲とおっしゃいましたけれども、鈴鹿地区、やっぱりいろんな産業を抱えておりますので、できましたらこの地元でこういった学科をつくっていただければ有効になるのかなということと、現在、県内の県立高校では、

とりわけ就職率というのが石薬師高校で77.1%、稲生高校で57.8%もあります。卒業して即戦力になろうと思うと、やっぱり普通科よりもそういう専門科のほうが有効だなというふうに思いますので、今後、ぜひとも前向きに考えていただけることを要望させていただいて、質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（森野真治） 暫時休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時20分開議

開 議

○副議長（森野真治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（森野真治） 県政に対する質問を継続いたします。32番 長田隆尚議員。

〔32番 長田隆尚議員登壇・拍手〕

○32番（長田隆尚） 草莽会派、亀山市選挙区選出の長田でございます。

資料が多いんで早速始めたいと思います。この資料、ちなみに第1問だけでこんだけでございますので、県土整備部長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、まず早速、国道306号鈴鹿亀山道路の整備についてお伺ひしたいと思ひます。

この鈴鹿亀山道路は、平成6年7月に鈴鹿亀山道路建設促進期成同盟会が鈴鹿市と亀山市によって設立され、平成17年2月に新名神と鈴鹿亀山地域の幹線道路整備を進める会という鈴鹿市、亀山市内の個人及び民間団体により

会が設立されて、平成19年から順次、三重県、鈴鹿市、亀山市の都市計画区域マスタープランに位置づけられた道路です。

まず、(パネルを示す) 図1を見ていただきますと、令和5年1月に作成された鈴鹿亀山道路のパンフレットです。二つ折りです。その内側が(パネルを示す) この図2ということになります。左下に構想段階以降の経緯が書かれておりますけれども、平成25年9月に住民参加による意見交換会、100人協議会が鈴鹿市と亀山市で行われ、平成25年12月から平成26年1月にかけて環境影響評価法に基づく意見聴取が行われた上で、平成26年2月に住民参加による意見交換会、100人協議会が再度、鈴鹿市、亀山市で行われ、平成27年9月に概略計画(ルート帯)が決定しました。その後、計画段階に入り、平成31年2月に都市計画素案の住民説明会、令和元年11月に環境影響評価の住民説明会が開催され、令和3年に都市計画決定された亀山市辺法寺町から鈴鹿市野辺町に至る10.5キロメートル、設計速度80キロメートル4車線の自動車専用道路です。

令和5年度には、鈴鹿建設事務所に鈴鹿亀山道路課が設置され、令和6年度には鈴鹿市、亀山市からの派遣も受け入れた鈴鹿亀山道路用地課との2課体制となり、現在に至っています。

(パネルを示す) この図が現在の事業実施段階の進捗状況を示したものです。令和4年度からドローンを用いた地形測量、地質調査、令和5年度には境界立会いを開始し、令和6年度には物件調査に着手、本年度は鈴鹿中央線インターチェンジ付近より、亀山市の辺法寺に向けて用地買収等が始まると聞いています。

現在がこの赤で囲まれた部分です。今後は、この次の青の部分、すなわち工事の地元説明、工事着手へと向かっていくわけですが、今後、具体的にどのように事業を進めていくのか、まずお伺いしたいと思います。

[若尾将徳県土整備部長登壇]

○県土整備部長(若尾将徳) それでは、鈴鹿亀山道路の事業の進め方についてお答えいたします。

国道306号鈴鹿亀山道路については議員の説明のとおりでございますが、10.5キロメートルの自動車専用道路でありまして、令和4年度に事業化しております。

この鈴鹿亀山道路の整備により、新名神高速道路や東名阪自動車道、現在事業中の鈴鹿四日市道路とつながり、東西軸の広域的な幹線道路ネットワークが形成されることとなります。

事業の進捗状況でございますが、これまでに道路予備設計、地形測量、地質調査、用地測量、物件調査などを実施してきておりまして、令和5年11月25日には、議員にも参加していただきましたが、多数の関係者が出席して鈴鹿サーキットにおいて中心杭打ち式を実施しております。

令和7年度には、県道神戸長沢線、先ほどの図2でいくと鈴鹿中央線インターチェンジと仮称でございますが、そこから西側部分、亀山ジャンクションまでの区間において、用地買収、橋梁詳細設計などを行う予定でございます。

令和8年度は、引き続き、この西側区間において、用地買収、橋梁詳細設計などを進めていく予定です。

今後、整備を進めるに当たり、国土交通省やNEXCO中日本に、事業に対する技術的支援や予算の支援を求めていくとともに、地元関係者と十分に調整しながら進めてまいります。

〔32番 長田隆尚議員登壇〕

○32番（長田隆尚） ありがとうございます。

（パネルを示す）この図を見ていただきますと分かりますが、鈴鹿中央線インターチェンジより西の部分について始めていくということでございました。

それでは、実際の工事着手については今後どうしていきましょうか。先行買収の予定をしている鈴鹿中央線インターチェンジより西の部分から先に進めていくのか、あるいは鈴鹿四日市道路の接続箇所までの用地買収等を進めていくのか、そして全線開業を目指していくのか、どうなのかお伺いした

いと思います。

○**県土整備部長（若尾将徳）** もちろん、事業効果が最大限発現できるように、全線同時開通を目指して実施していきたいと考えておりますが、早期に事業効果を発現させるためには、部分開通というのも選択肢の一つだというふうに考えております。

西側から入っていくこととなりますが、今後の工事の着工時期については、用地一連区間、買収したところから始まりますので、そこは今後の用地の買収状況を踏まえて、工事の着工時期やどこを開通させるか、いつ開通させるかというのは検討していきたいというふうに考えております。

〔32番 長田隆尚議員登壇〕

○**32番（長田隆尚）** ありがとうございます。今後の状況次第ということでございます。

御存じのとおり、亀山市は今度、リニア中央新幹線がやっけてまいります。ぜひともリニア中央新幹線三重県駅が開業するまでには開通するような形で進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次は、そこに接続します川崎下庄線インターチェンジのことについてお伺ひしたいと思います。

まず、（パネルを示す）この図は亀山市内の国道306号鈴鹿亀山道路の詳細図になります。図4、（パネルを示す）これは東名阪自動車道とのジャンクション部分、そして図5、（パネルを示す）これは川崎下庄線インターチェンジ付近、そして（パネルを示す）図6が亀山市の一番東側の鈴鹿市へ向かう部分になります。

まず、具体的に用地についてですが、当然鈴鹿亀山道路の本線部分については買収を進めていく予定と伺っておりますけれども、この図5を見ていただきますとわかりますように、川崎下庄線インターチェンジが接続する国道306号川崎庄内バイパスは今後どのように買収を進めていくのでしょうか。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** それでは、国道306号川崎庄内バイパスの事業

の進め方でございます。

国道306号は、過去に巡見街道と呼ばれておりまして、津市といなべ市を結ぶ生活、産業、観光に欠かせない重要な路線であります。

この国道306号における一級河川安楽川を渡る安楽橋付近から鈴鹿市東庄内町内までの区間においては、人家密集地域を通過し、道路線形が悪く、安全で円滑な交通に支障をきたしているところであります。

このため、この約3.2キロメートルの区間を一般国道306号川崎庄内バイパスとして令和2年度に事業化しております。

この川崎庄内バイパス事業についてでございますが、これまでに道路予備設計、路線測量を実施しておりまして、令和7年度は地質調査を行う予定としております。

今後は、道路詳細設計、用地測量、用地買収、工事の順で事業を実施していきたいと考えております。

先ほどの図にあった県道辺法寺加佐登停車場線から南側約400メートルの区間、ここについては鈴鹿亀山道路のアクセス道となるということでありまして、鈴鹿亀山道路事業と一体として行っていくことが効率的ですので、先行して道路詳細設計、用地測量を今、完成しておるところでありまして、令和7年度から用地買収を着実に進めることとしております。

〔32番 長田隆尚議員登壇〕

○32番（長田隆尚） ありがとうございます。（パネルを示す）この図のここから下の部分から先にとということございました。

今から少し詳しく質問させていただきますので、それについてポイントとなる図をつくりました。それがこの図7になります。

（パネルを示す）この図7の黄色枠の中の番号は、後ほどいろんな図が出てくるんですが、その図の番号と一致しております。すなわち、黄色枠の⑧の箇所は写真が図8、黄色枠の⑩の箇所は写真が図10というふうになってまいります。また、この図7の青い矢印はおのおのの写真を撮った方向を示しておりますので、これを見ながらちょっと質問のほうを聞いていただきたい

などというふうに思います。

(パネルを示す) まず、図8ですが、こちらは先ほど答弁があった県道辺法寺加佐登停車場線と国道306号川崎庄内バイパスが交差する交差点を、矢印のように川崎下庄線インターチェンジ付近から北側に撮影した写真です。この写真からも分かりますように、この交差点の北側には最小幅員が3.4メートルの市道町徳原東線があります。

(パネルを示す) この図9は、先ほど部長からも説明がございましたけれども、川崎庄内バイパスになります。この中の青の小さな丸い点をするところが川崎下庄線インターチェンジとなるわけですが、少し分かりにくいですが、先ほどの市道町徳原東線の東側を通る予定になっています。国道306号川崎庄内バイパスが先ほどの先行買収予定の箇所ですと止まってしまうと、多くの通過車両がこの最小幅員3.4メートルの市道町徳原東線へ流入してしまうということになってきます。

また、この図は、(パネルを示す) 図10ですけれども、辺法寺加佐登停車場線の川崎小学校前を矢印の方向に撮った写真です。この箇所は、川崎小学校の生徒だけでも449人中84人が通過する箇所です、写真のようにセンターラインがなく、道路幅も狭いため、現在通学時にはこの写真のように駐在が交通指導をさせていただいている場所というふうになっております。

一方、(パネルを示す) 図11は、現国道306号と県道辺法寺加佐登停車場線の交差点八島橋東詰を矢印の方向に撮った写真です。県道辺法寺加佐登停車場線から現国道306号への右折も、国道306号が狭いため、非常に曲がりやすく危険な状態となっています。

(パネルを示す) 先ほどの図9ですが、これからも分かりますように、306号川崎庄内バイパス付近は、農業用の水路、道路も移設が必要になってくるため、鈴鹿亀山道路と国道306号川崎庄内バイパスを分けて着工しますと、整備費もより多くかかるというふうに考えられます。

以上のことから、この国道306号川崎庄内バイパスは、引き続き全線の詳細設計を進めていただき、用地買収を行い、川崎下庄線インターチェンジの

開通時には全線同時に開通させるべきであると思いますが、いかがでしょうか。

○**県土整備部長（若尾将徳）** 議員御指摘のとおり、川崎庄内バイパスが部分開通すると、周辺道路は狭いので、周辺の住民の方々に非常に悪い影響を与えるということは県としても認識しております。

当バイパスと鈴鹿亀山道路を同時期に全線開通させるというのは、非常に望ましいというふうに考えておりますが、両路線とも用地買収、非常にたくさん面積を買いする必要がありますし、事業も今後、進捗がいろんな面で困難なところもあるというふうに想定されておりますので、なるべく早期全線開通を目指しますが、開通時期は関係者の意見も踏まえてよく検討していきたいと考えておりますし、もし部分開通になった場合は、住民に迷惑がかからないように交通安全対策、しっかり考えていきたいというふうに思っております。

〔32番 長田隆尚議員登壇〕

○**32番（長田隆尚）** ありがとうございます。

今のところは分からないですが、ぜひとも頑張っていただきたいなというふうに思います。

今、部長からの答弁がございましたけれども、先ほどの国道306号川崎庄内バイパスが辺法寺加佐登停車場線の南までの開通になりますと、先ほど申し上げた市道町徳原東線へ通過車両が流入することを妨げない上、この県道辺法寺加佐登停車場線に能褒野地区の工場関連車両やゴルフ場関連の車両が流入してくることも想定されています。

また、フラワーロードまでの開通になりますと、先ほどの（パネルを示す）図9ですが、徳原北交差点、原四ツ辻交差点の改良も必要となってまいります。この辺につきましては、どちらかというと、亀山よりも鈴鹿に影響することになりますので、多分次回、藤田議員のほうから何かあるか分かりませんが、そういうような形の中で、ぜひとも全線同時開業するような形で進めたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひ

ます。

それでは、次に川崎下庄線インターチェンジより亀山市街地へのアクセスについてお伺いしたいというふうに思います。

今、幹線道路である国道306号川崎庄内バイパスについてお伺いしましたが、このアクセス道路について説明させていただきます。川崎下庄線インターチェンジから亀山市街へアクセスするには、大きく次の三つのルートが考えられます。（パネルを示す）それがこの図12になります。

まず、一つが黄色、緑色で示しました現国道306号を南下するルート、そして水色で示しました県道辺法寺加佐登停車場線、県道亀山停車場石水溪線を通るルート、そして最後が紫色で示しました県道辺法寺加佐登停車場線、県道名越長明寺線、市道みどり線、国道1号を通るルートです。

ちょうど全国道路・街路交通情勢調査がこの中の①から③の地点で行われています。図の中の緑色の枠で囲まれた箇所です。令和3年度の全国道路・街路交通情勢調査によると、①の長明寺町は昼間12時間自動車類交通量が平成27年の1万3724台から令和3年度には1万4275台と4.0%、24時間自動車類交通量は平成27年度の1万7296台から令和3年度には1万7757台と2.7%増加しています。

（パネルを示す）この図13は、その①の長明寺付近の中部中学校前を矢印の方向に撮った写真です。そのすぐ北側に中部中学校がありますが、その生徒だけでも633人中461名が通学しています。

（パネルを示す）この図14は、そのすぐ南のみずきヶ丘入口交差点とみずほ台入口交差点の間の地点を矢印の方向に撮った写真です。国道306号の渋滞を緩和するために、信号の長さを国道306号側を長くしているため、その南側のみずほ台入口交差点を井田川小学校721人中258人が横断するのに40分ほどかかっている状態です。

鈴鹿亀山道路に係る新規事業採択事業評価によりますと、鈴鹿亀山道路の計画交通量は約1万8700台/1日、川崎下庄線インターチェンジで何台降り降りするか分かりませんが、仮に1割が利用したとしても約2000台は利用す

ることになり、当然この①の箇所の交通量はより増えることが想定されることから、鈴鹿亀山道路の川崎下庄線インターチェンジへ亀山市内から向かう車両、あるいはその逆方向の車両は先ほどの別の2ルート、すなわち県道辺法寺加佐登停車場線、県道名越長明寺線、市道みどり線、国道1号を通る紫のルートを迂回することが想定されます。

一方、令和3年度の全国道路・街路交通情勢調査によると、水色のルートのこの②の川崎町は、昼間12時間自動車類交通量は平成27年度の3195台から令和3度にかけては2657台へと16.8%、24時間自動車類交通量は平成27年度の3994台から令和3年度にかけては3221台と19.4%減少はしていますけれども、これは当時の新名神高速道路の工事が終了したことによって、工事用車両が減少したことが原因と推定されており、それ以前に比べるとむしろ増えているのではないかなということが推定されています。

(パネルを示す) この図は、国道306号と県道辺法寺加佐登停車場線が交わる八島橋東詰交差点を矢印の方向、すなわち国道306号側から撮った写真です。先ほどの図11は同じ箇所を矢印の方向、すなわち県道辺法寺加佐登停車場線から撮った写真ですが、先ほども申しましたように、右折レーンがない上、幅も狭く、現状では右左折が非常に困難な場所となっており、この県道辺法寺加佐登停車場線の八島橋は、拡幅等の改良が必要になると思われる。

また、(パネルを示す) 図16は、辺法寺加佐登停車場線を矢印の方向に、すなわち八島橋側から撮った写真です。カーブがきつく狭い上に、現状では一部に歩道がなく、県道辺法寺加佐登停車場線のこのカーブの部分も改良するとともに、全線への歩道の設置が必要となってまいります。

一方、(パネルを示す) 図17は、その先の県道亀山停車場石水溪線を矢印の方向に撮った写真です。途中からセンターラインのない状態です。

そして、(パネルを示す) こちらはその南側にある亀山市街へ向かう部分を矢印の方向に撮った写真ですが、ここも歩道もなくカーブの多い道路になっており、こちらカーブの部分の解消、及び歩道の設置が必要となると

思われます。

一方、もう一つの紫色のルート③の田村町は、昼間12時間自動車類交通量は平成27年度の7116台から令和3年度にかけては7723台と8.5%、24時間自動車類交通量は平成27年度の9108台から令和3年度にかけては9731台と6.8%増加している箇所になります。

先ほどの図10を見ていただいても分かりますように、こちらにも歩道が設置されていない箇所がある上、写真のようにセンターライン也没有ません。

以上、三つのアクセス道路について説明をさせていただきましたが、図11、図15の県道辺法寺加佐登停車場線における八島橋の右左折ラインについてはどう考えていくのか、また、図16の川崎農協前のカーブとそこにつながる図17の県道亀山停車場石水溪線の歩道の設置、図18のカーブの解消についてどう考えていくのか、また図10の川崎小学校前の県道辺法寺加佐登停車場線についても、センターラインを引けないような幅員の箇所もあったり、歩道の設置がされてない箇所もありますが、今後、どういう対応をしていくのか、そして、図13、14の通学、通勤時間帯に慢性的に渋滞している国道306号の交通安全対策はどのようにしていくのか、今後の整備方針についてお伺いしたいと思います。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** 鈴鹿亀山道路周辺のたくさんの道路の整備について御質問いただきました。

これら、県道亀山停車場石水溪線、県道辺法寺加佐登停車場線については、線形不良や幅員狭小、歩道未整備区間など課題がある、また、国道306号については、通勤、通学時間に交通渋滞が発生しているということは我々も認識しているところであります。

このように道路構造に課題がある中、まず県道亀山停車場石水溪線についてでございますが、こちらについては歩道の整備、一級河川原田川を渡る原田橋付近の歩道未整備区間である約120メートルにおいて、令和6年度に歩道の整備を事業化しております。

昨年度は路線測量、道路詳細設計を実施しておりまして、令和7年度は用地買収に向けて準備を進めているところであります。

次に、県道辺法寺加佐登停車場線の整備についてであります。こちらについては、現場の状況、そして緊急性を踏まえて地元関係者の意見をよく聞きながら課題解消に向けた検討を進めてまいりたいと思っております。

最後に、国道306号、あと県道亀山停車場石水溪線の歩道以外の整備についてであります。こちらについては鈴鹿亀山道路の開通後の交通状況を踏まえて、整備の必要性について検討していきたいというふうに考えております。

いずれにしても、鈴鹿亀山道路が整備されますと周辺道路の交通状況が大きく変化することが想定されますので、議員からいただいた意見や周辺住民の意見を参考にしながら、交通安全、渋滞対策をしっかりと取り組んでまいります。

〔32番 長田隆尚議員登壇〕

○32番（長田隆尚） どうもありがとうございました。

今、結構細かく説明させていただきましたが、いろんな課題が残っておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

なお、工事用車両が頻繁に通過するということも考えられます。以前に新名神高速道路の工事着手前に、亀山停車場石水溪線の拡幅等の整備をしていただいたように、鈴鹿亀山道路につきましても工事の着手前にでも整備を進めていただきたいと思います。最後に知事のほうからコメントございましたらよろしくお願ひしたいと思います。

○知事（一見勝之） 非常に詳細な御説明をいただきまして、道路の状況、よく分かりました。

この地域の道路もほかの地域と同様に非常に重要な道路であります。特に鈴鹿亀山道路が東西にできますと、南北の交通、今でも弱いと言えば弱いんですけれども、その改良というのも鈴鹿亀山道路の開通を視野に入れながらやっていかないかなというふうに考えております。特に安楽橋を通過して

国道306号、亀山へ抜けていく道路は今でも混雑していて子どもたちが横断歩道を渡るのが大変だということを何とかせないかんというのも分かりますし、それから県道名越長明寺線、分かりやすく言うと、能褒野橋を渡って亀山のほうに向かっていく、これは国道306号と合流しますんで306がさらに混むと。

したがって、国道1号へ逃がしていかないかんというところもよく分かりますし、それから辺法寺と亀山を結ぶ道路は、これは今は山の中を走ってしまして幅員も狭いですし、中央の線もないということでありまして、多くの道路が走ると大変なことになるということは分かりますので、一番大事なのはやっぱり人命に配慮しながら事故が起きやんようにするという。予算も限りがありますので、何から先にやっていくか、これは県土整備部とよく相談をしながら進めていきたいと思っております。

〔32番 長田隆尚議員登壇〕

○32番（長田隆尚） ありがとうございます。ぜひとも交通安全の形の上でできるところからやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

それでは、次に関西本線の利用促進についてお伺いしたいと思います。

今から3年前の2022年4月、JR西日本よりローカル線に関する課題認識と情報開示についてというタイトルのニュースがリリースされました。

そこにはローカル線に関する課題認識としまして、「鉄道は自動車に比べてきめ細かな移動ニーズにお応えできないこともあり、線区によっては地域のお役に立てておらず、厳しい御利用状況となっています。特に今回お示ししている線区については、大量輸送という観点で鉄道の特性が十分に発揮できていないと考えております。これらの線区はCO₂排出の面でも、現状の御利用実態では必ずしも鉄道の優位性を発揮できていない状況にあります。今後もさらなる人口減少など、環境変化が見込まれる中で、持続可能な地域社会の実現に向け、線区の特性の違いや移動ニーズを踏まえ、地域のまちづくりに合わせた、今よりも御利用しやすい最適な地域交通体系を地域の皆様

と共につくり上げていく必要があると考えています」という認識が示されました。

そして、輸送密度、平均通過人員が1日当たり2000人未満の線区が発表されて、一定の前提を置いて算出された線区別の収支率が開示されました。三重県内では、関西本線の亀山ー加茂間がその対象となっています。

関西本線の利用促進につきましては、これを受けて2022年5月に、亀山ー加茂間の各自治体の情報共有の場や関西本線整備・利用促進連盟の要望内容の検討を行う三重県、京都府、亀山市、伊賀市、木津川市、南山城村、笠置町からなる関西本線自治体会議が設置され、2022年6月に三重県内における具体的な利用促進の取組を推進するために、新たに三重県、亀山市、伊賀市、JR西日本からなる関西本線活性化利用促進三重県会議が発足し、具体的な取組が始まりました。

2022年には、第1回関西本線活性化利用促進三重県会議で、利用促進に向けた取組案を検討するためにデータ分析等を行うことが決められ、それを受けて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、JR西日本のICカード等、データを分析した結果と亀山市、伊賀市の市民アンケートの調査等から次の四つの取組の方向性が決められました。

一つ目が地域住民等に現状の周知や危機感を共有する取組、二つ目が通勤等利用者の裾野を広げる取組、三つ目が他のエリアから人を呼び込む取組、四つ目が利便性向上等の取組の検討・実施です。

その中で2022年に具体的に実施されたのが地域住民等に現状の周知や危機感を共有する取組と、他のエリアから人を呼び込む取組でした。

一つ目の地域住民に現状の周知や危機感を共有する取組は、「みんなで考えよう、関西本線のこと」というパンフレット、(パネルを示す)こちらが表になります、そして(パネルを示す)こちらが裏となります、を作成して、亀山市、伊賀市で配布することによって、文字どおり関西本線の現状を訴え、関西本線の維持・活性化のためにできることについて考えるために配布されました。

そして、二つ目は、他のエリアから人を呼び込む取組として、三重県まるみえフェスタの中で、観光プロモーション、関西本線・地域鉄道等のPR、県産品の販売をJR大阪駅コンコースで開催されました。（パネルを示す）これが当時のパンフレットになります。

そして、2023年には、関西本線潜在需要調査、通勤利用モニター事業、関西本線沿線の魅力発信の三つの事業が行われています。

（パネルを示す）この図が関西本線潜在需要調査を示したものです。データの分析を中心に、関西本線の持つ潜在的な需要を可能な限り明らかにすることを目的として、関西本線の沿線地域と名古屋－大阪等との間の移動実態、沿線企業ヒアリング、沿線高校ヒアリング等を行ったもので、ここからは沿線地域と大都市の移動量は一定あり、休日の観光目的が特に多い、伊賀市を訪れるインバウンドの前後滞在地は京都府が最も多く、奈良、大阪を合わせると7割超ということが分かりました。

（パネルを示す）こちらは通勤利用モニター事業と関西本線の魅力発信について示したものです。通勤利用モニター事業は、協力企業を通じて現在、JR関西本線を通勤利用していない人を対象に、チャージ済みのICカードを配布し、モニターに実際に利用していただくことで、通勤利用の可能性を探るとともに、二次交通との接続といった利便性に関する課題の整理等を行い、関西本線の利用促進に向けた取組の活性化につなげることを目的とした事業です。

1回目の応募者が少なかったため、一部制度を変更し2回目を実施し、19社76名が利用しています。ここでは、通勤地と駅までの距離が遠い・時間がかかる、ほかの路線・バスとの接続が悪かったというアンケート結果が得られ、利用促進に向けては運行本数の増加や乗換時間の短縮、バス・タクシーなどの二次アクセスの充実が課題であるということが浮き彫りとなりました。

一方、関西本線の魅力発信は、愛知県のイオンモール熱田や京都府のイオンモール京都桂川において三重県フェアへ出展したり、関西本線のウォーキングガイドを作成して情報発信をしたりしています。

そして、（パネルを示す）これが昨年、2024年に行った事業で、地域連携・交通部が主体となった大都市圏と沿線地域を結ぶ列車の実証運行、観光部が主体となったＪＲ関西線12駅途中下車の旅事業、地域連携・交通部が主体となった伊賀市の二次交通の充実に向けた実証実験の支援の三つの事業がありました。

大都市圏と沿線地域を結ぶ列車の実証実験では、関西本線の認知度向上、沿線自治体や団体等による観光プロモーションの強化、地域外からの潜在需要の取り込みを目的に、2025年2月16日と22日に運転区間、名古屋駅－伊賀上野駅間で実施され直通運転が行われました。こちらは定員200名に対し631名の応募があったというふうに聞いています。

また、ＪＲ関西線12駅途中下車の旅事業は、三重県観光連盟など13団体が組織するＪＲ関西線12駅途中下車の旅連携協働会議が2024年11月1日から2025年2月16日まで、沿線の食料店などで利用できるクーポンがついた企画切符を発行した事業で、令和6年度の観光庁による観光客の地方誘客促進を目的に観光コンテンツをつくるための経費等の補助事業である地域観光新発見事業に採択されて実施された事業です。

そして、二次交通の充実に向けた実証実験の支援では、伊賀市の関西本線活性化のための柘植線臨時増発バス実証実験を支援しています。

そこでお伺いしますが、この三つの事業の成果、そこから浮かび上がってきた課題、そしてそれを受けて今年は何を行っていくのか、担当部であります地域連携・交通部長、そして観光部長のほうにお伺いしたいと思います。

〔長崎禎和地域連携・交通部長登壇〕

○**地域連携・交通部長（長崎禎和）** それでは、私のほうから大都市と沿線地域を結ぶ列車の実証運行と伊賀市が実施しました二次交通の実証事業の成果、課題、今後の方向性について御答弁申し上げます。

まず、実証運行のほうでございますが、県では、沿線地域外からの休日の観光需要の取り込みを目的に、本年2月、名古屋と関・伊賀上野を直通で結ぶ専用臨時列車を実証運行いたしました。運行に当たりましては、ガイドが

案内する関宿歴史観光プランや伊賀牛グルメ満喫プランなど四つの旅行商品を用意し、沿線地域の観光資源を生かした関西本線の魅力発信を行ったところでございます。

乗客にアンケート調査を実施しましたところ、県外在住者が87.2%、満足度は91.8%、亀山市、伊賀市への再訪問希望度は89.4%と評価は高く、沿線地域外からの観光需要の取り込みの可能性を検証することができました。

また、亀山駅で開催いたしました記念セレモニー等がテレビや新聞で数多く取り上げられるなど、広告換算で約8800万円の効果があったと推計され、関西本線そのものや沿線地域の知名度向上につながったと認識しています。

一方で、車内でイベントがあればさらによかったなどの声があったため、列車内で観光ガイドやおもてなしを実施すること、また、沿線地域の魅力的な観光地に関西本線でアクセス可能なことを広く情報発信することの重要性も確認できました。

今年度は、これらの課題も踏まえながら、大阪・関西万博やインバウンド拡大を好機と捉え、乗ること自体も楽しめる観光列車の実証運行をはじめとした関西方面からの利用促進などに取り組みます。

二つ目の実証事業のほうでございますが、関西本線の活性化には通勤、通学利用など日常利用の拡大も重要と考えております。このため、県では昨年度、沿線市が実施する関西本線の利用促進等を図る取組を支援する補助制度を創設いたしました。

伊賀市ではこの補助金を活用し、駅からの二次交通の充実を図る取組として、新堂駅と最寄りの県立高校等を結ぶ臨時バスを実証運行いたしました。3か月の実証期間中に県立高校生徒を中心に延べ466名の利用があり、一定の需要があることが確認できました。今後は、関西本線利用者の新たな獲得につながっているのかという視点で検証を行うことに加え、関西本線の利用拡大につながるよう周知の強化、継続的な取組が必要であると考えております。

このため、今年度は持続可能性も考慮し、昨年度実施いたしました新堂駅

と県立高校の区間について、臨時バスではなく既存の伊賀市の行政バスを活用し運行しており、県も支援しているところがございます。県としましても、関西本線利用者の増加につながっているのかなどを伊賀市と共に検証し、その結果を踏まえ、他の駅での展開を沿線市と一緒に検討してまいります。

引き続き、関西本線の活性化に向け、国や沿線市、交通事業者等と連携しながら取組を進めてまいります。

〔生川哲也観光部長登壇〕

○観光部長（生川哲也） 私のほうからは、JR関西線12駅途中下車の旅事業の成果等について御答弁申し上げます。

本事業は、観光を目的とした関西線の利用促進に向けまして、亀山ー加茂駅間の各駅で途中下車ができる切符と、沿線の観光施設等で使えるクーポン券をセットにして販売するとともに、各駅周辺を散策していただけるよう、関宿や伊賀流忍者博物館のほか、温泉や酒蔵などをモデルコースとして紹介したものでございます。

また、この各コース等の情報発信に当たりましては、インフルエンサーを活用した体験記事を観光三重のウェブサイトで発信するとともに、鉄道もしくは旅行関係のメディアへ記事を掲載いたしました。あわせて、大阪駅など利用客の多い関西の主要駅での販売促進イベントや、三重テラスでのトークショーなどの情報発信に取り組んだところです。

本事業の成果といたしましては、これを契機に関西側の各県、周辺自治体、それから本県も含めた沿線の関係者が一堂に集まり、今後も継続的にプロモーションを推進する体制が構築できたことが、まず挙げられると思います。

また、利用者の声としましては、観光するところが多かったでありますとか、ほかの駅も訪れてみたいといった前向きな意見も頂戴しているところでございます。

一方、販売実績につきましては114枚にとどまっております。これの課題としましては、大阪、京都など大都市圏に発着場所を限定していたこと、それから旅行日の7日前までに予約を必要としていたことなどが大きな要因と

考えております。

また、列車の時間が気になってゆっくり回れなかったという御意見もございまして、利用客の増加に向けた取組が必要であると考えております。

こうした課題を踏まえまして、引き続き、連携協働会議におきまして、沿線の魅力的な観光資源の掘り起こしに加えまして、モデルコースの充実、さらには柔軟に予約や購入ができる仕組みの工夫などを検討しまして、観光目的での関西線の利用促進につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

〔32番 長田隆尚議員登壇〕

○32番（長田隆尚） ありがとうございます。

二次交通の充実に向けた実証実験の支援は、現行の廃止代替バス柘植線を活用したもので、3か月間で県立高校の生徒を中心に延べ466名の利用があったということでした。

そして、今年も新堂駅では継続してつなげていくとともに、他の駅でも検討していきたいということでした。

2023年の通勤利用モニター事業のアンケートからも、ほかの路線バス等との接続が悪かったという結果がありますので、そのときのデータも使いながら、今後、事業を進めていただきたいというふうに思います。

一方、大都市圏と沿線地域を結ぶ列車の実証運行ですが、先ほどの（パネルを示す）この図24の上がそのときの写真でございますが、これが経済効果があったということでございます。こちらにつきましては、乗客のアンケートの満足度が、91.8%でしたか、非常によかったということなのですが、私も当日行ってみたんですが、利用者はどちらかというと鉄道好きの方が多かったという形の中で、そういう面からの好評ではないかなというふうに見ております。

そして、よい意見としましては、JR東海とJR西日本との直通運転が画期的だったというような意見も伺えました一方で、名古屋－関駅間のフリープランの料金が7600円であったんですが、普通に乗車した場合、往復は2340

円、そして1000円のクーポン券がついたり、急行料金等がかかったとしましても、ちょっと7600円は高過ぎるのではないかというような意見もあったのも事実でございます。

一方、観光部のJ R関西線12駅途中下車の旅の事業は、やはり114枚しか売れなかったというのは、1日大体1人ぐらい、1枚しか売れなかったということでございますので、ぜひとも今後はそのような形の中で、先ほどの関西本線の潜在需要調査の中にも沿線地域と大都市との移動量は一定あり、休日の観光目的は特に多いという結果が出ておりますので、そちらを生かすような形で本年は頑張っていただきたいなというふうに思います。

また、これまでの事業にはありませんが、関西本線の需要調査にも現れておりますけれども、大阪府、奈良県からの利用者に対する対策はどうしていくのでしょうか。現状はJ R京都線、J R学研都市線から三重県に来る場合、木津駅で乗り換え、そして次の加茂駅でもう一度乗り換える必要があります。大阪からJ Rおおさか東線を経由した特急も、J R大和路線、すなわち関西本線を経由した特急も全て奈良駅終点で、三重県方面に向かうためには、J R大和路線に奈良駅から乗り換えて、加茂駅でもう1回乗り換えるという必要が出てまいります。

三重県方面への利便性を考えますと、せめて大阪方面からの特急を加茂行きにするとか、あるいは関西本線の亀山方面への始発を加茂始発ではなく奈良始発に変更しないと不便でなりません。これは、通勤や通学でも同じだと思いますが、この加茂駅起点の列車運行についてはどうお考えでしょうか。

たしか一番最初のアンケート調査のときにも、通勤の需要あるいは通学の需要は三重県のほうから京都方面にあるということをお伺いしておりましたが、それにしましても、例えば京田辺の近くの大学にしましても加茂駅と木津駅で乗り換えなければならない、学研都市線にしましても両方で乗り換えるということで、乗換えが非常に不便だということでございますので、そちらの加茂駅起点の列車運行について今後どう考えていくか、もう一度、お願いしたいと思います。

○**地域連携・交通部長（長崎禎和）** 関西本線の利用促進のため、加茂駅発着の奈良駅への乗り入れを実施するなどの抜本的な改革の必要性についてでございますが、加茂駅発着の奈良駅への乗り入れにつきましては、三重県側から関西方面への通勤、通学の利便性が高まると、また、関西方面からの観光客のアクセスが向上し、関西本線の利用客の増加につながるものと認識しております。このため、県では、沿線市等とともに毎年度、鉄道事業者のほうへ要望をしているところでございます。

一方、奈良駅などへの乗り入れに当たりましては、保安設備やホーム段差等に適合する車両の確保など、課題も多いと鉄道事業者からは聞いてございます。

県といたしましては、これまで3年間、関西本線活性化利用促進三重県会議におきまして取組を進めてまいりました。その成果や課題なども踏まえながら、関西本線の利用促進に向けて効果的な取組ができるよう、三重県会議において議論してまいります。

今後も、地域内の日常利用の拡大、それと地域外からの観光需要の取り込みとの両輪で関西本線の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

〔32番 長田隆尚議員登壇〕

○**32番（長田隆尚）** ありがとうございます。ぜひともよろしく願いしたいと思います。

なお、言うまでもありませんが、現在、大阪・関西万博が開催されています。ちなみに、亀山駅を6時40分頃に出発しますと、大阪・関西万博に行くのに、この関西本線の加茂経由で行った場合は、全部で乗車時間163分、乗換え2回、乗り継ぎ11分、大体2時間54分で到着できるということになります。距離は126キロメートルです。

ところが、同じ関西本線に乗りましてJR草津線を利用しますと、こちらは152分、乗換え4回、そして乗り継ぎ19分、合計2時間51分、距離は135.6キロメートルあります。すなわち、JR草津線経由のほうが乗換えが4回と多いにもかかわらず、早く到着するのが現状です。やはり最短の距離で走っ

ておるわけですから、ここの利便性を高めていただかないと、なかなか利用はしないのではないかなというふうに思っています。

加えて、ちなみに津駅経由で近鉄を利用しますと、逆に乗車時間135分、乗換え4回、乗り継ぎ21分、2時間46分と、これが最短になってまいりますので、ぜひともこの関西本線のほうが乗り継ぎ等含めて使いやすくなるような形で、今後、三重県会議で取り上げていただき、また先ほどの奈良駅始発、あるいは加茂駅起点につきましても、三重県会議のほうでまた取り上げていただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後にリニア中央新幹線三重県駅についてお伺ひしたいと思います。

本年は、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会総会が先月の5月28日に開催されました。その中で、長年の議論となっております静岡工区について、山梨県の長崎知事からは、懸案となった水問題に関してボーリング調査が再開され、今年1月には静岡県との間の県境に向けた先進杭の掘削が再開するなど、総じて順調に推移しているという、認識をしているという言葉であったり、JR東海の丹羽社長からは、今年1月には私自身、静岡県の鈴木知事にお会いして丁寧かつスピード感を持って対話を進めていく、こういった認識を双方で共有しているという発言もありました。

そんな中で、例年のように八つの決議がされました。今年の八つの決議の特徴は、生活環境に対する問題の中で、建設工事に伴う地下水位の低下が明記されたこと、3キロメートル幅の概略ルートと直径5キロメートル円の概略駅の位置が示される計画段階環境配慮書の早期公表という言葉が明記されたこと、開業時期については最速2037年と明記されたこと、そしてリニア中央新幹線のことだけではなく、東海道新幹線の利便性向上ということが追加されたのが特徴であったと思います。

そこで知事にお伺ひしますが、この決議文をどのように受け止め、最速2037年の全線開業に向けて進めていこうと思われるかお伺ひしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） この決議が決められました5月28日には、長田議員をはじめ議員の多くの皆さん、それから自治体の長の皆さんにおいでになっていただきました。

6人の知事のお話を、私も含めてですけど、聞いていただければ、リニア中央新幹線がいかに重要かというのはお分かりになっていただけたと思います。この決議をしっかりと前に進めていくのが我々沿線知事の仕事というふうに思っております。

昨日、ちょうど名古屋で中部圏知事会議がありました。そこで杉本福井県知事、霞が関入省同期、彼は自治省で私は運輸省ですけど、非常に懇意にしております、彼と話をしました。北陸新幹線金沢―敦賀間が去年の3月に開業いたしまして、福井にも新幹線が止まるようになったと。それはそれで物すごく観光客が増えた。それだけではありませんと。新幹線の効果は開業後にも出てきますと彼は言っていました。工場だとか企業が新幹線の周辺にビルを建てるということで、用地の取得に動いているということですので新幹線、リニアはさらにということになるんじゃないかと思えますけれども、大きな効果があります。

現に、インバウンド誘客に関して言うと、ちょっと北陸新幹線との比較で申し上げますと、残念ながら三重県は令和元年と令和6年のインバウンド回復率は47位と、これはもう御案内のとおりですけど、第1位はどこかと言うと石川県なんです。石川が令和元年から令和6年のインバウンド回復率全国1位なんです。石川は北陸新幹線ができたことが大きいというふうに言っております。

それから、富山県の北陸新幹線開業後の企業立地件数は、それまでは年間57件だったのが70件増加しているという数字もあります。

また、北陸新幹線開業後に、石川県と首都圏のビジネス流動は2.4倍も増加しているという話もあります。

今、日本全体もそうですけど、三重県もそうですが、先週6月4日に合計

特殊出生率が発表されたところです。全国は1.15、三重県は1.24、どんどんどんどん出生率は落ちていきます。そのときに、観光客も含めて交流人口をやっぱり増やしていく必要があるというふうに思っていますし、人口減少を食い止めるためには、何よりも雇用が大事で、企業の立地というのも非常に重要であります。リニア中央新幹線を活用しながら、三重県の課題を解決していく、これはとても大事なかなというふうに思います。

〔32番 長田隆尚議員登壇〕

○32番（長田隆尚） ありがとうございます。

ぜひとも課題を解決しながら、いかに最速2037年に近づけるかというようにな形の中で頑張っていっていただきたいなというふうに思います。

それでは、次に「みえリニア戦略プラン（仮称）」におけるロードマップについてお伺いしたいと思います。

本年2月7日、三重県議会のリニア中央新幹線推進議員連盟で、相模原市のリニア中央新幹線神奈川県駅の視察に行っていました。（パネルを示す）これがそのときの写真ですが、JR東海からの説明に続きまして、相模原市から相模原市リニア駅周辺まちづくりガイドラインについて説明を受けました。（パネルを示す）こちらがそのときの写真です。そして、（パネルを示す）現地を視察させていただいたときの写真がこれになります。JR東海の説明に続きまして、相模原市からリニア駅周辺まちづくりガイドラインについて説明を受けましたが、一方、（パネルを示す）この図28は、これまでの橋本駅周辺のまちづくりについての経過の説明を受けたものになります。これを見ていただくと分かりますように、この橋本駅の南口へのリニア中央新幹線の神奈川県駅の設置が発表されたのは2013年、その後、2014年に相模原市広域交流拠点都市推進戦略・相模原市広域交流拠点基本戦略が策定され、2016年に相模原市広域交流拠点整備計画が策定されています。そして、2019年に県立相模原高校移転に伴い、跡地でリニア事業に伴う工事が開始され、2023年に土地区画整理事業、都市計画道路の都市計画決定がなされ、相模原市リニア駅周辺まちづくりガイドラインが策定されています。

(パネルを示す) この図が橋本駅周辺の整備概要を示したものです。緑の線に囲まれた土地区画整理事業と街路事業からなっていますが、黒字の計画については、リニア神奈川駅の開業時に間に合うよう計画されていますが、赤字の部分は一部がリニア神奈川駅開業後の継続事業となり、リニア神奈川駅の開通時には間に合わないということでした。

そこで、次に橋本駅周辺の今後の進め方についてをお示ししたいと思います。(パネルを示す) この図になります。都市基盤の完成予定は、リニア品川一名古屋間の全線開通後、すなわち東京－大阪間の全線開通までという時期というふうに示されています。現在、三重県では、みえリニア戦略プラン(仮称)が策定されています。現在、発表されている中間報告では、主に先行開業をする東京一名古屋間の開業を見据えたもので、最終報告に向けては今後の検討方針が示されておりますけれども、その検討方針の中で選考開業と全線開業のそれぞれの開通までに行うもの、開通後に目指すものなどを示すロードマップ等の作成にも取り組みますとされていますが、このリニア戦略プランロードマップにおいて、先行開業と全線開業のそれぞれの開通までに行うもの、開通後に目指すものについてどう考えてみえるかお伺いしたいと思います。

[長崎禎和地域連携・交通部長登壇]

○**地域連携・交通部長(長崎禎和)** それでは、先行開業、全線開業までのそれぞれの取組や全線開業後の取組について、どう考えているかについて御答弁申し上げます。

令和5年度に三重県リニア基本戦略を策定し、昨年度から、基本戦略が示す「めざす三重の姿」に向けて、行動計画となるみえリニア戦略プラン(仮称)の令和8年3月の策定を目指して検討を進めているところでございます。

戦略プランにおける具体的な取組につきましては、東京一名古屋間の先行開業、東京－大阪間の全線開業のそれぞれのインパクトを最大限活用できるよう計画的に進めていくことが必要です。

そのため、先行開業、全線開業、そして全線開業以降の三つの段階を軸に

ロードマップの作成を進めてまいります。

先行開業時に向けましては、東京一名古屋間が約40分で結ばれることによりまして、人や情報、観光やビジネスなど交流の拡大が期待されることから、県をまたぐ広域から人や物を呼び込む取組を進めてまいります。

全線開業時に向けましては、東京と約1時間、大阪と約20分で結ばれます。新たな三重の玄関口となるリニア三重県駅周辺のまちづくりや道路の基盤整備、県内外を結ぶ新たな二次交通ネットワークの形成なども進めてまいります。

全線開業以降も時短の効果、デジタル技術の活用から生まれる新しいライフスタイルの創出など、さらなる充実に取り組んでまいります。

昨年度、名古屋以西の三重・奈良・大阪の3府県、国土交通省、JR東海で構成する連携会議を設置し、早期全線開業に向けて意見交換・情報共有を行っておりまして、名古屋以東で発生している様々な課題について検証する予定でございます。

今後は、そうした検証結果等をリニア開業の各段階における取組や進め方に反映し、着実な推進を図っていきたいと考えています。

〔32番 長田隆尚議員登壇〕

○32番（長田隆尚） ありがとうございます。

（パネルを示す）この図を見ていますと、基盤の完成は、これは神奈川県駅ですけれども、全線開業前となりますが、三重県駅の場合の基盤の完成の予定と言いますと、全線開業と同時を考えてみえるか、その後も残ると考えてみえるか、いかがでしょうか。

○地域連携・交通部長（長崎禎和） 今の状況では、2037年が全線開業ということになってございます。ロードマップをつくるに当たりましては、そういったところも含めまして今後、内容について精査、あるいは作成、検討をしていきたいというふうに考えてございます。

〔32番 長田隆尚議員登壇〕

○32番（長田隆尚） ありがとうございます。

まだ、いつ開業するか分かっておりませんので、その時期、あるいは駅の位置が決定すれば具体的なこともできると思いますので、来年にはこのプランが完成しますけれども、ぜひともプランからその後の計画につきましても実効的に進めていただきますことをお願い申し上げて、終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（森野真治） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

平畑武議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。8番 芳野正英議員。

〔8番 芳野正英議員登壇・拍手〕

○8番（芳野正英） お疲れのところと思いますが、もうあと10分ほどお付き合いいただければと思います。新政みえ、芳野正英です。

平畑議員の5歳児健診導入の考え方について、実は私も自分の番のときに、またこの5歳児健診について質問しようかなと思っておりましてなんですが、少し先ほどの答弁を補強したいなと思いましたが、質問させていただきます。

鈴鹿市の状況を詳しく説明していただきまして、私の地元の四日市市は残念ながら5歳児健診がまだ導入されておりません。市議会でもかなり熱心に要望したりとか質問したりしているようなんですが、なかなかアンケート等で対応するというので、悉皆の5歳児健診ができていませんが、鈴鹿市の取組などを見るにつけ、ぜひ全県で広がればいいなというふうに思っているんですけど、実はこども家庭庁が今年の1月に、この5歳児健診の全国での実施を促進するというので、令和10年度までに全国の自治体で100%の実施を目指すというふうに発表しているんですけど、実は全国でまだ15%の実施率。ですから、かなり意欲的で、本当に実現できるのかなと、ちょっと懐疑なところはあります。しかし、こども家庭庁がそういうふうに話をして、今、1か月児及び5歳児健康診査支援事業というのを国2分の1、市町2分の1で補助しているということですので、これを拡充していくん

だろうなというふうに思っています。

そこで質問なんですけれども、三重県では、今、八つの市町でこの5歳児健診が導入されているとお聞きしておりますけれども、三重県がこれまで取り組んでいたCLM、チェック・リスト・イン三重ですね。これ、先ほど答弁であった市町の職員への研修というのは、このチェック・リスト・イン三重の2番にもありますけれども、コーチですとか、みえ発達障がい支援システムアドバイザー、こういう研修を通じてやっているのかということですね。時間がないのでまとめて聞かせていただきますので、八つの自治体でこのチェック・リスト・イン三重はどうやって活用されているのかという現状と、先ほどおっしゃった研修、市町の保健師や保育士への研修というのは、このCLMであるのかということ、そして、これから100%の導入を目指すということは、相談件数が増えてまいります。そうすると、それに対応する保健師ですとか、それから保育士、そして何より三重県立子ども心身発達医療センターの児童精神科の医師、この辺が今の現状でもばんばんなのに、これが増えてきたらどうなるのかということもありますので、こうした確保の状況がどうなっているのかというのをまとめてお聞かせいただければと思います。お願いします。

○子ども・福祉部長（竹内康雄） CLM、チェック・リスト・イン三重につきましては、幼少期の子どもの発達支援に活用することを目的としまして、本県が開発しましたものでございます。

子どもたちの気になる行動をリストに沿ってチェックし、要因を分析した上で個別支援計画を策定していくということで、市町の保育所や幼稚園などで活用していただいているというふうに認識をしております。

御質問にございました県内で5歳児健診に取り組んでいる自治体で、健診とそのCLM、チェック・リスト・イン三重を連携させて、子どもの特性に応じて個別支援に活用していただいている事例がございまして、午前中に質問いただいた、議員も御紹介いただきました鈴鹿市のほうでは、5歳児健診において要支援と判定された子どもに対して、必要に応じてCLMを実施し

て、その結果を個別支援計画の策定に活用しているというようなことも取り組んでいただいておりますし、それ以外にも、例えばでございますが、3歳及び4歳のときにCLMを実施して、その結果を5歳児健診における集団活動の適応性を判断する際に活用いただくというようなことをやっていただいておりますところもございます。

CLMの市町での活用状況につきましては、過去にちょっと調査をさせていただいて、使ったことがあるというふうに回答した市町の割合は62.7%ということで、一定扱っていただいているというふうに考えてございます。

それから、人材という意味でそういったCLMを使っていたかどうかということになると、現場で使っていただくために専門的な知識を持った人材を養成していくということが必要というふうに考えておりますので、御紹介いただきましたみえ発達障がい支援システムアドバイザー、こちらにつきましては、三重県立子ども心身発達医療センターで研修を1年間受けていただいて育成して、令和6年度末で98人を養成させていただいておりますし、あとCLMのコーチ、これにつきましても令和6年度末で10人を養成させていただいておりますので、引き続きそういった市町の人材育成に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

最後に3点目でございますが、医師の確保ということでございますけれども、児童精神科は全国的に医師不足ということで、そういう困難な状況にございますけれども、県としましては、これまでも県内外の大学の訪問などをさせていただきながら働きかけをさせていただいたり、三重県立子ども心身発達医療センターを精神科専門医の研修先として位置づけることなどによりまして、そういった確保に努めているところでございます。

子どもへの適切な支援という意味では、地域でそういった支援が受けられるということも重要になってまいりますので、地域の小児科医の先生方に、そういった講座をするなどして、発達障がいの診療等について知っていただくというような取組も進めておるところでございますし、全体としてそういう対応ができるような体制をつくっていききたいなというふうに思っております。

ます。

引き続き、医師の確保についてはしっかり努めていきたいというふうと考えております。

〔8番 芳野正英議員登壇〕

○8番（芳野正英） 御答弁ありがとうございます。

確認なんですけど、そうすると5歳児健診は、これは三重県医師会もというか、たしか医師会でも5歳児健診の間診の何かリストみたいに出されているので、多分、そういうふうにして通常の全国でやっているような5歳児健診の間診のやり方をやって、そこからさらにというときに、CLMを活用するという、その2段階のCLMの活用ということでもよろしいでしょうか。

○子ども・福祉部長（竹内康雄） 先ほども申し上げましたが、各自治体によって5歳児健診の、先ほど四日市市の事例もございましたけれども、アンケート方式とか巡回方式とか園医、そこの保育所で5歳児健診をやっているというので、やり方としては様々ございまして、その中で、今、御紹介したような健診に取り入れていただいたり、3、4歳児の健診のときにやって、5歳児健診に生かすというようなことで、様々あるかと思しますので、その辺のことも含めまして、今後、こういった形がいいのかというのは検討させていただきたいと思います。

〔8番 芳野正英議員登壇〕

○8番（芳野正英） そうすると、先ほど平畑議員の答弁の中で、市町の皆さんに研修をしているとおっしゃっていましたがけれども、それはこのCLMの研修以外に、5歳児健診とか児童発達の研修というのは別にされているんですか。

○子ども・福祉部長（竹内康雄） おっしゃるとおりで、そういった市町の保健師等々に対して研修させていただいたり、あと専門的なアドバイスができるような者も派遣させていただいたりしながら、助言等も行っておるところです。

〔8番 芳野正英議員登壇〕

○8番（芳野正英） ありがとうございます。

また、医師の問題は、これも以前にどなたかの質問で確かにあったように、この三重県立子ども心身発達医療センターの医師確保だけじゃなくて、山内議員の質問やったかな、その地域の小児科の充実を図るというふうにおっしゃっていただいている、ちょっとそれが今、前の県議会での質問からどれだけ伸びているのかはまた別の機会に聞かせていただきたいというふうに思っています。

ただ、やはり今後、相談ですね、この5歳児健診の充実というのは各自治体もこれから積極的に進めていこうかなというふうに考えていると思いますので、ここの増員等も含めて今後ぜひ検討いただきたいというふうに思っています。

先ほど言ったように、今のところ、こども家庭庁としては市町へこの5歳児健診の充実の補助金を出していますけれども、都道府県としてもやはりその支援体制としてやるべきこともあるのかなというふうに思っていますので、ぜひ知事には国への要望のときに、こども家庭庁、そうやって力強く深めると言っていますので、それに対する県への支援もぜひ充実するようにといったところも、また要望をいただきたいというふうに思っております。

時間なので今日はお聞きできませんけれども、また別の機会で聞かせていただくということで要望して、私の関連質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（森野真治） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（森野真治） お諮りいたします。

明11日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森野真治） 御異議なしと認め、明11日は休会とすることに決定い

たしました。

6月12日は、引き続き定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（森野真治） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時32分散会